

# 情報提供

---

令和4年11月

国土交通省 九州地方整備局 技術管理課

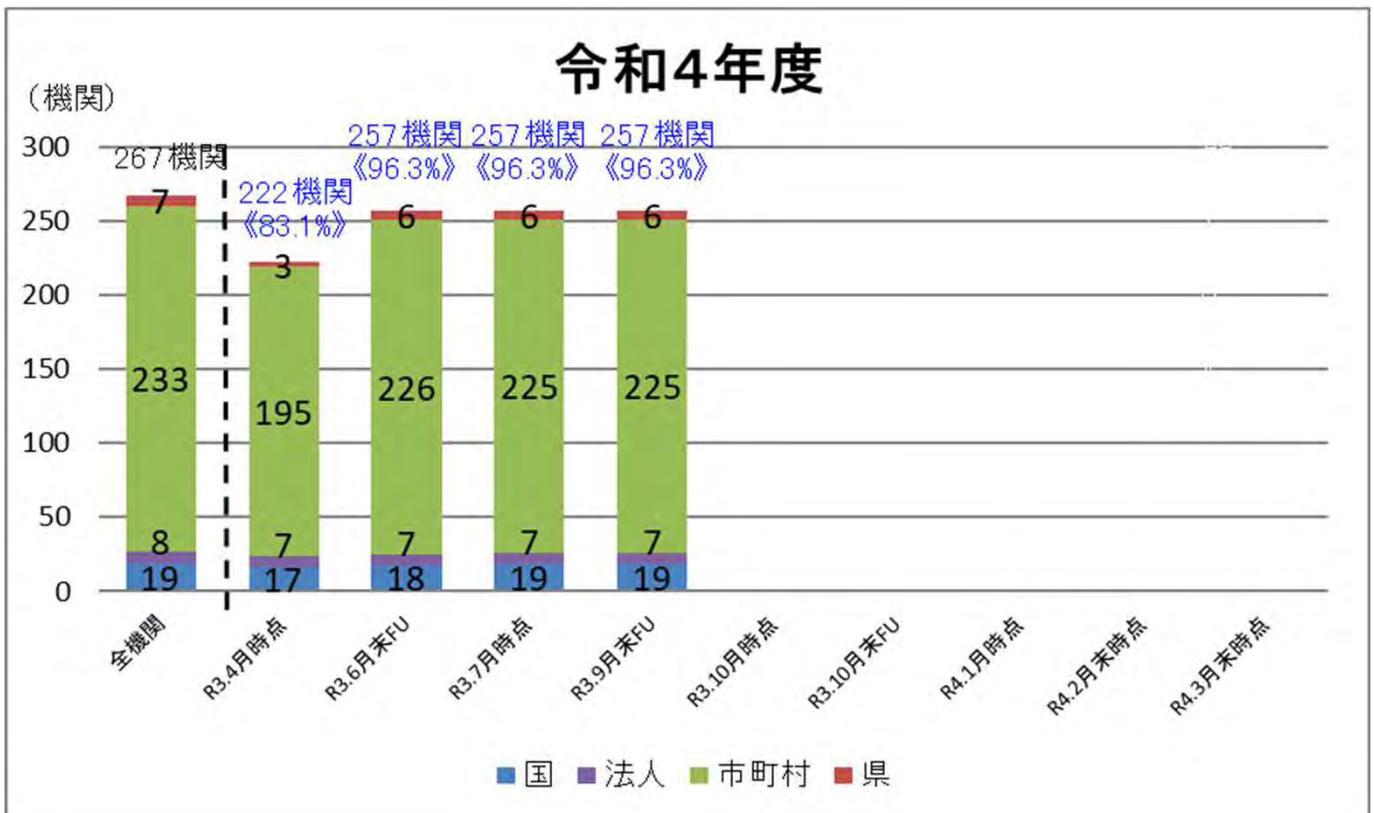
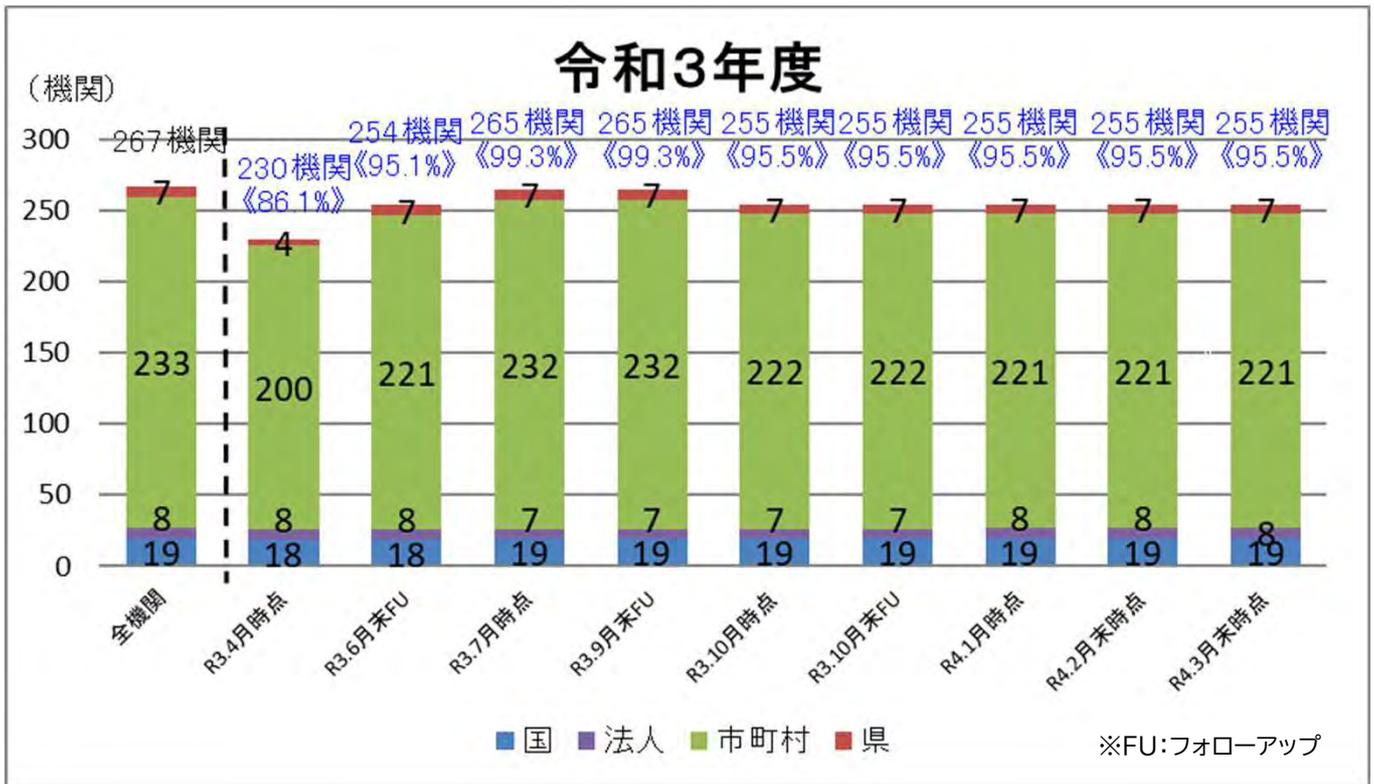
1. 発注情報の一元化 P 2
2. 総合評価落札方式の実施状況 P 3
3. 公共工事の入札契約方式の適正ガイドラインの改正  
(令和4年3月) P 5
4. 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について  
(令和4年6月) P 10
5. 国土交通省登録資格について P 12
6. 国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に  
関する対応マニュアル (令和3年4月) P 24
7. 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン  
(令和3年5月改正) P 66
8. 業界団体 (九州各県建設業協会等) からの意見 P 86

# 九州ブロックにおける発注情報の一元化について

## 【九州ブロックでの取り組み】

○九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29.4.25～】

## 【掲載機関の推移】

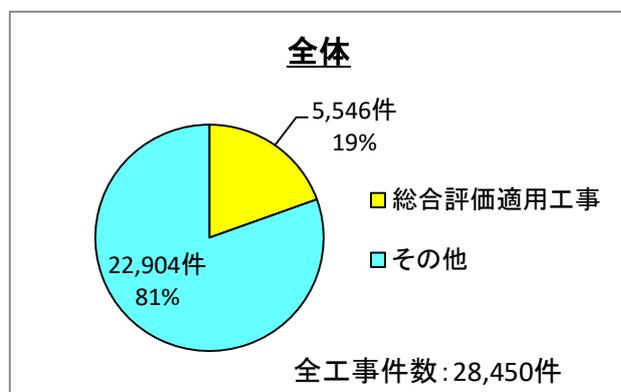


## 総合評価落札方式の実施状況(令和3年度実績及び令和4年度実績(見込み))

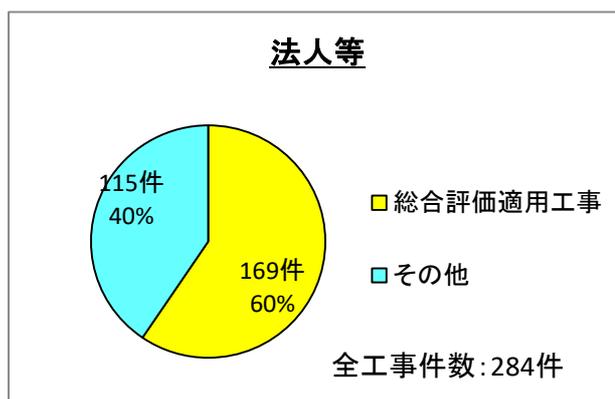
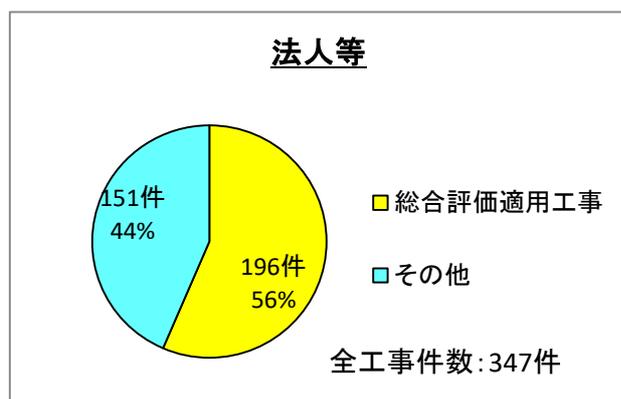
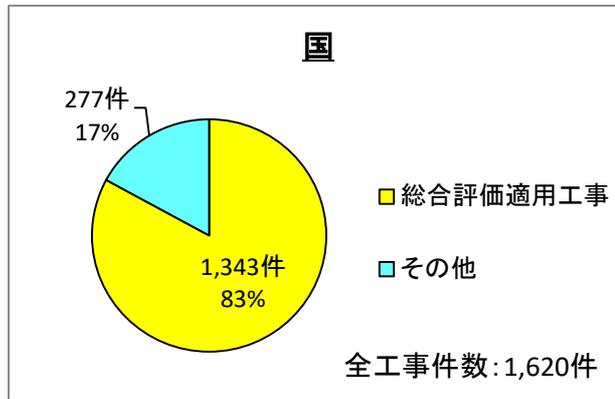
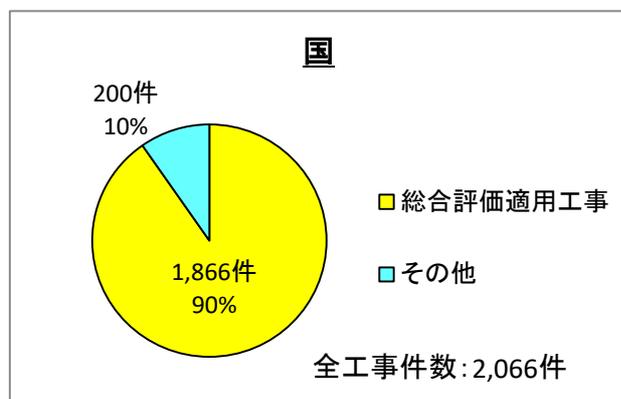
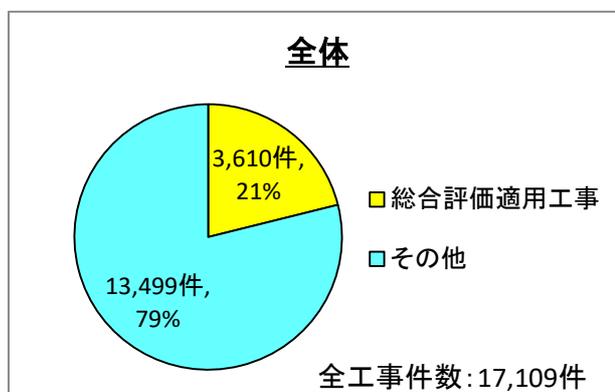
◆全工事件数(※随意契約を除く)のうち、総合評価適用工事の割合

発注※ 機関	令和3年度実績			令和4年度実績(見込み)		
	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)	全工事(件)	総合評価 適用工事(件)	総合評価 適用率(%)
国	2,066件	1,866件	90%	1,620件	1,343件	83%
法人等	347件	196件	56%	284件	169件	60%
県	18,097件	2,888件	16%	9,521件	1,461件	15%
市	7,940件	596件	8%	5,684件	637件	11%
全体	28,450件	5,546件	19%	17,109件	3,610件	21%

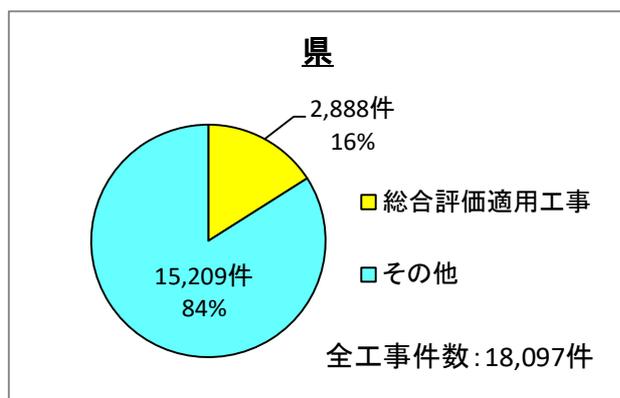
### 【令和3年度】



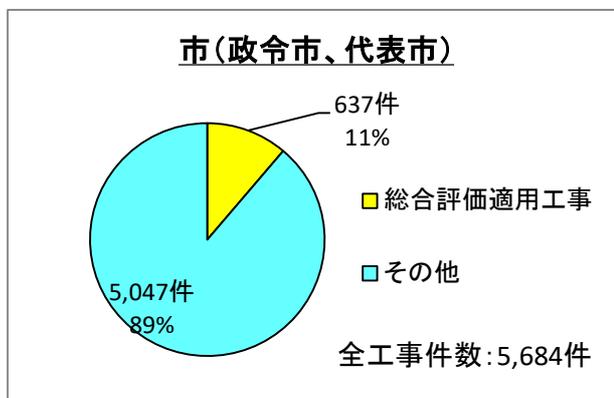
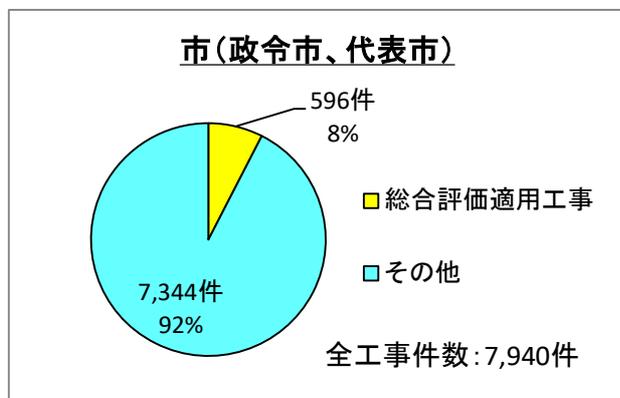
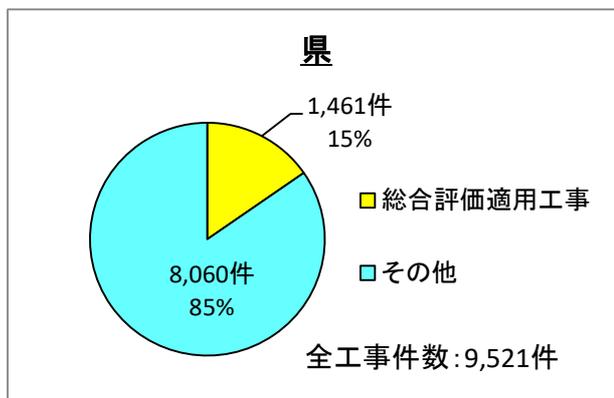
### 【令和4年度】



## 【令和3年度】



## 【令和4年度】



### ※発注機関について

国： 警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、海上保安庁第七管区海上保安本部、海上保安庁第十管区海上保安本部、環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等： 西日本高速道路株式会社九州支社、(独)国立文化財機構九州国立博物館、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独)都市再生機構九州支社、(独)水資源機構、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構、日本下水道事業団九州総合事務所、福岡北九州高速道路公社

市： 北九州市、福岡市、熊本市、久留米市、佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市(九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市)

### ◆公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月4日 改正)より抜粋(基本理念)

#### 第3条

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

- 多様な入札契約方式の適用がさらに進展したことを踏まえ、適用の考え方や最新知見を整理し反映
  - ・ 多様な入札契約方式の選定フローを位置づけ
  - ・ 技術提案・交渉方式（ECI）をリスクマネジメント手法として位置づけ
  - ・ フレームワーク方式を位置づけ
  - ・ その他最新知見（各種ガイドラインの変更等）の反映 等

## 新旧目次比較

旧	新
	I. ガイドラインの位置付け
II. 入札契約方式の選択に当たっての基本的な考え方	II. 入札契約方式の選択に当たっての基本的な考え方
2.1 事業プロセスにおける入札契約方式の選定期間	2.1 事業プロセスにおける入札契約方式の選定期間
2.2 発注者における発注経験と体制	2.2 発注者における体制確保
2.2.1 発注者における発注経験と体制	
2.2.2 発注関係事務の支援対象範囲に応じた方式 CM方式・事業促進PPP方式	
2.3 調査及び設計業務の調達	2.3 調査及び設計業務の調達
2.4 工事の調達	2.4 工事の調達
2.4.1 工事調達の入札契約方式の全体像	2.4.1 工事調達の入札契約方式の全体像
2.4.2 入札契約方式の選択時に考慮する事項	2.4.2 入札契約方式の選択時に考慮する事項
III. 入札契約方式の概要及び選択の考え方	III. 入札契約方式の概要及び選択の考え方
3.1 契約方式	3.1 発注者における体制確保を図る方式 事業促進PPP・CM方式
	3.2 契約方式
3.1.1 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式 工事の施工のみを発注する方式 設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式） 維持管理付工事発注方式	3.2.1 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式 工事の施工のみを発注する方式 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式） 設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式 維持管理付工事発注方式
3.1.2 工事の発注単位に応じた契約方式 包括発注方式、複数年契約方式	3.2.2 工事の発注単位に応じた契約方式 包括発注方式、複数年契約方式
3.2 競争参加者の設定方法 一般競争入札方式・指名競争入札方式・随意契約方式	3.3 包括協定（フレームワーク）の有無
3.3 落札者の選定方法	3.4 競争参加者の設定方法 一般競争入札方式・指名競争入札方式・随意契約方式
3.3.1 落札者の選定の基準に関する方式 価格競争方式・総合評価落札方式・技術提案・交渉方式	3.5 落札者の選定方法
3.3.2 落札者の選定の手続に関する方式 段階的選抜方式	3.5.1 落札者の選定の選定方法に応じた方式 価格競争方式・総合評価落札方式・技術提案・交渉方式
3.4 支払い方式 総価契約方式・総価契約単価合意方式・ コストプラスフィー契約・オープンブック方式	3.5.2 落札者の選定の手続に関する方式 段階的選抜方式
	3.6 支払方式 総価契約方式・総価契約単価合意方式・ コストプラスフィー契約・オープンブック方式

**改正点①**  
選定の考え方

**改正点②**  
ECIを活用したリスクマネジメント

**改正点③**  
フレームワーク方式を位置付け

**改正点④**  
最新知見の反映

事例編は別冊として  
引き続き参照可能とする

ECI、事業促進PPPなどは  
他のガイドライン等を参照

必要に応じ別冊も今後  
更新

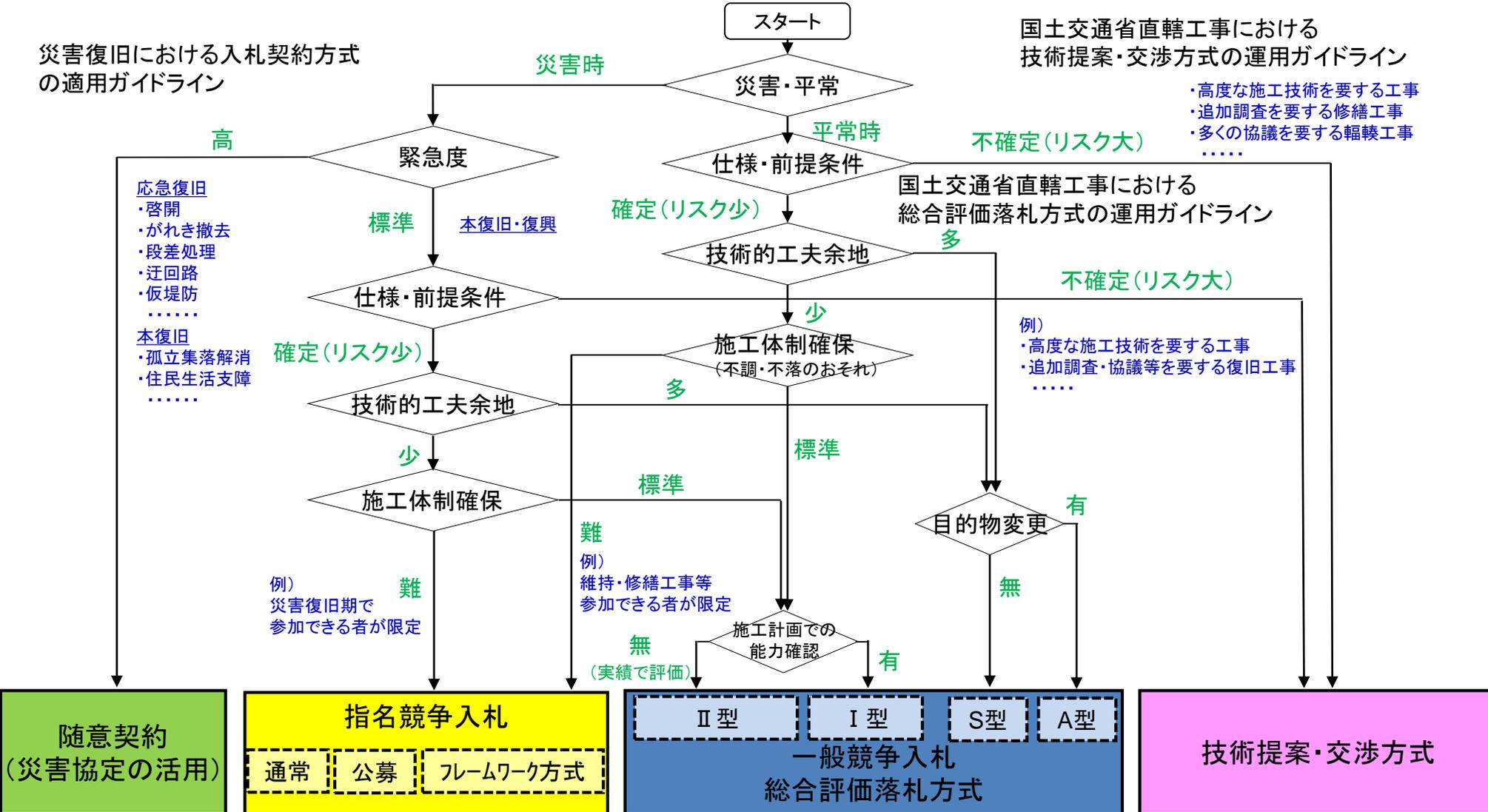
# 【改正点①】工事の性格、地域の実情に応じた入札契約方式の選定 国土交通省

○ 多様な入札・契約方式を工事の内容や条件等に応じて選定するためのフロー図をガイドラインにも明記。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

- ・高度な施工技術を要する工事
- ・追加調査を要する修繕工事
- ・多くの協議を要する輻輳工事
- .....



- 応急復旧
- ・啓開
  - ・がれき撤去
  - ・段差処理
  - ・迂回路
  - ・仮堤防
  - .....

- 本復旧
- ・孤立集落解消
  - ・住民生活支障
  - .....

例) 災害復旧期で参加できる者が限定

難  
例) 維持・修繕工事等参加できる者が限定

- 例)
- ・高度な施工技術を要する工事
  - ・追加調査・協議等を要する復旧工事
  - .....

発注者が任意の特定の者を選定

通常:発注者が有資格者より競争参加者を指名  
 公募:公募による審査を通過した者を指名  
 フレームワーク方式:公募により選定した者に対し、所定期間内の複数の個別工事を発注

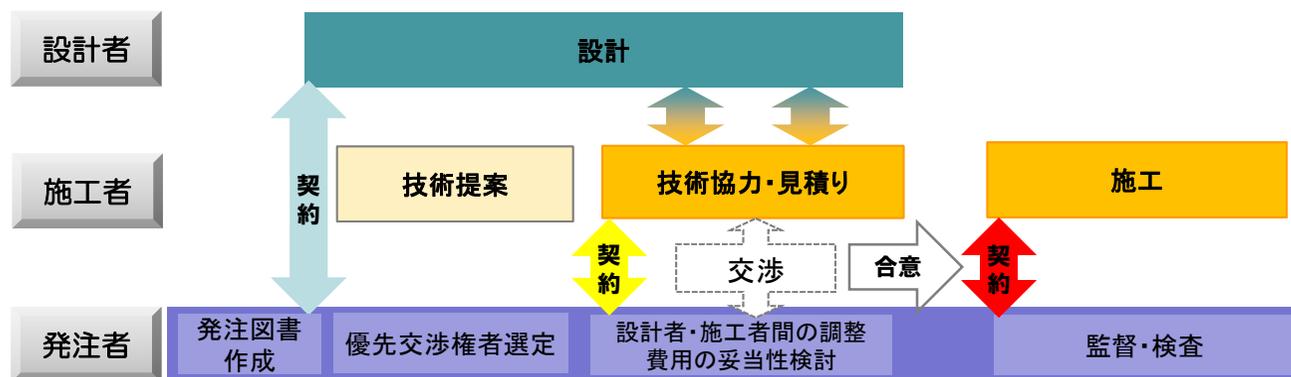
A型:目的物の変更を伴う技術提案を求める  
 S型:目的物の変更を伴わない技術提案を求める  
 I型:企業・技術者能力を評価、施工計画の提出を求める  
 II型:企業・技術者能力を中心に評価(施工計画の提出を求めない)

最も優れた提案を行った優先交渉権者と価格や施工方法等を交渉し、交渉が成立した場合には、契約の相手方とする

# 【改正点②】技術提案・交渉方式を適用したリスクマネジメント

- リスク(不確定要素)の大きい事業については、設計時から施工者が技術協力等の形で参画する技術提案・交渉方式を適用することが、リスクマネジメントとして有効。
- リスクマネジメント手法として技術提案・交渉方式を選択することをガイドラインに位置づけ。

## ■技術提案・交渉方式のフロー(技術協力・施工タイプの例)



## ■技術提案・交渉方式を導入することによるメリットの例

- ・ 調査、設計、積算、設計照査を同時進行でき、工事着手までの期間を短縮できる。
- ・ 施工者が設計段階から参画することで、事業課題やリスク情報を施工者が早期に把握の上、施工者の独自技術、リスクを回避する工夫等を設計に反映できる。
- ・ 必要な追加調査や協議を工事契約締結前に行うことで、設計・施工諸条件の最適化や、工事着手後の手戻り回避が可能となる。
- ・ リスクの高い工事で、価格交渉の上、契約するため、入札不調を回避しやすい。

○ フレームワーク方式(包括・個別発注方式)を新たに位置付け。

契約方式  
3-2

- ・工事の施工のみを発注する方式
  - ・設計・施工一括発注方式
  - ・詳細設計付工事発注方式
  - ・設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)
  - ・維持管理付工事発注方式
  - ・包括発注方式
  - ・複数年発注方式
- など

フレームワーク  
の有無  
3-3

- ・個別発注方式
- ・フレームワーク方式  
(包括・個別発注方式)

競争参加者  
の設定方法  
3-4

- ・一般競争入札
- ・指名競争入札
- ・随意契約

落札者の  
選定方法  
3-5

- ・価格競争方式
  - ・総合評価落札方式
  - ・技術提案・交渉方式
  - ・段階的選抜方式
- など

支払方式  
3-6

- ・総価請負方式
  - ・総価契約単価合意方式
  - ・コスト+フィー契約・  
オープンブック方式
  - ・単価・数量積算契約方式
- など

【フレームワーク方式】

あらかじめ地域への精通度や災害対応の実績といった評価項目によって選定された建設業者の中から競争によって個別契約できる入札・契約方式

『今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ(平成30年4月)』より

## 技術提案・交渉方式

国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン  
(平成27年7月策定、平成29年12月、令和2年1月改正)

## 災害復旧における入札契約(随意契約・指名競争入札等)

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン  
(平成29年7月策定、令和3年5月改正)

## 事業促進PPP

国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン  
(平成31年3月策定、令和3年3月改正)



多様な入札契約方式に関する最新知見を反映

# 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(要請)

総務大臣・国土交通大臣から  
都道府県知事、指定都市市長及び議長あてに通知  
(令和4年6月1日付け、総行第158号・国不入企第16号)

- 入契法適正化指針※1の変更(R4.5.20)を受け、入札契約適正化法※2第20条第2項の規定に基づき、公共工事の発注者が講ずべき措置について要請
- 各発注者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる措置を講ずることが必要

※1「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)  
※2「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)

※赤字が前回通知時(R1.10.21)からの主な追記・変更箇所

## Ⅰ. 指針の改正も踏まえ緊急に措置に努めるべき事項

- 災害復旧等における入札及び契約の方法
  - ・災害応急対策又は災害復旧に関する工事において、緊急性に応じて随意契約や指名競争入札など、適切な入札及び契約の方法を選択
  - ・発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と連携
- 適正な予定価格の設定
  - ・災害により通常の積算では困難な場合等は見積りの徴収により積算
  - ・市場における最新の実勢価格のほか、建設発生土等の運搬・処分等に要する費用や法定福利費等を反映して適正に積算
  - ・特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は厳に行わない
- ダンピング対策の強化
  - ・入札金額の内訳を適切に確認
  - ・低入札価格調査制度、最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用の徹底
- 適切な施工条件の明示・契約変更の実施等
  - ・建設発生土の搬出先に関する情報などの工事に必要な情報を設計図書に明示
  - ・現場の状態等を踏まえた適切な設計図書の変更
  - ・工事費用や工期に変動が生じた場合、資材価格の著しい変動や納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合、必要な変更契約を適切に締結
  - ・工期が翌年度にわたる場合は繰越明許費の活用等の措置を適切に講ずる
  - ・契約変更手続の透明・公正性の向上等のための設計変更ガイドラインの策定等
- 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること
  - ・公共工事の施工に当たって建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずる

## Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項

- 施工に必要な工期の確保
  - ・工期の設定に当たって、「工期に関する基準」等に基づき、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮
- 施工時期の平準化
  - ・計画的な発注を行うとともに、中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図る
- 情報通信技術の活用
  - ・工事の監督等に当たって、映像など情報通信技術の活用や三次元データの活用等を通じて生産性の向上を図る
- 社会保険等未加入業者の排除
  - ・定期の競争参加資格審査等を通じた元請からの排除
  - ・元請による未加入業者との下請契約の禁止等
- 施工体制の把握の徹底
  - ・施工体制台帳に基づく点検や元請への指導等
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
  - ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、落札決定以後に公表
- 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底
  - ・予定価格の作成時期を入札書提出後とする等
- 発注者としての体制の補完
  - ・CM方式等による支援の活用
  - ・発注関係事務に必要な知識・技術を有する職員の育成・確保

## Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

10 ○発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

等

# 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(要請)

財務大臣・国土交通大臣から  
各省各庁の長及び特殊法人等所管の大臣あてに通知  
(令和4年6月1日付け、財計第2577号・国不入企第16号)

- 入契法適正化指針※1の変更(R4.5.20)を受け、入札契約適正化法※2第20条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者が講ずべき措置について要請
- 各発注者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる措置を講ずることが必要

※1「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)  
※2「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)

※赤字が前回通知時(R1.10.21)からの主な追記・変更箇所

## Ⅰ. 指針の改正も踏まえ緊急に措置に努めるべき事項

- 災害復旧等における入札及び契約の方法
  - ・ 災害応急対策又は災害復旧に関する工事において、緊急性に応じて随意契約や指名競争入札など、適切な入札及び契約の方法を選択
  - ・ 発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と連携
- 適正な予定価格の設定
  - ・ 災害により通常の積算では困難な場合等は見積りの徴収により積算
  - ・ 市場における最新の実勢価格のほか、建設発生土等の運搬・処分等に要する費用や法定福利費等を反映して適正に積算
  - ・ 特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部控除(歩切り)は厳に行わない
- ダンピング対策の強化
  - ・ 入札金額の内訳を適切に確認
  - ・ 低入札価格調査基準を適切な水準で設定するなど低入札価格調査制度の適切な活用の徹底
- 適切な施工条件の明示・契約変更の実施等
  - ・ 建設発生土の搬出先に関する情報などの工事に必要な情報を設計図書に明示
  - ・ 現場の状態等を踏まえた適切な設計図書の変更
  - ・ 工事費用や工期に変動が生じた場合、資材価格の著しい変動や納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合、必要な変更契約を適切に締結
  - ・ 工期が翌年度にわたる場合は繰越明許費の活用等の措置を適切に講ずる
  - ・ 契約変更手続の透明・公正性の向上等のための設計変更ガイドラインの策定等
- 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること
  - ・ 公共工事の施工に当たって建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずる

## Ⅱ. 継続的に措置に努めるべき事項

- 施工に必要な工期の確保
  - ・ 工期の設定に当たって、「工期に関する基準」等に基づき、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数等を適切に考慮
- 施工時期の平準化
  - ・ 計画的な発注を行うとともに、中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用などの措置を講ずることにより、施工時期の平準化を図る
- 情報通信技術の活用
  - ・ 工事の監督等に当たって、映像など情報通信技術の活用や三次元データの活用等を通じて生産性の向上を図る
- 社会保険等未加入業者の排除
  - ・ 定期の競争参加資格審査等を通じた元請からの排除
  - ・ 元請による未加入業者との下請契約の禁止等
- 施工体制の把握の徹底
  - ・ 施工体制台帳に基づく点検や元請への指導等
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
  - ・ 低入札価格調査基準価格、最低制限価格等について、落札決定以後に公表
- 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底
  - ・ 予定価格の作成時期を入札書提出後とする等
- 発注者としての体制の補完
  - ・ CM方式等による支援の活用
  - ・ 発注関係事務に必要な知識・技術を有する職員の育成・確保

## Ⅲ. 情報の公表を行わなければならない事項

11 ○ 発注見通し、入札・契約の過程、契約内容

等

# 国土交通省登録資格を 活用していただくために



国土交通省登録資格制度は、国や地方公共団体等が発注する公共工事に関する調査（点検・診断を含む）及び設計等の業務において、民間団体等が運営する資格の活用を図るものです。これにより、発注業務の品質向上と資格保有技術者の活躍の機会拡大等が期待されます。

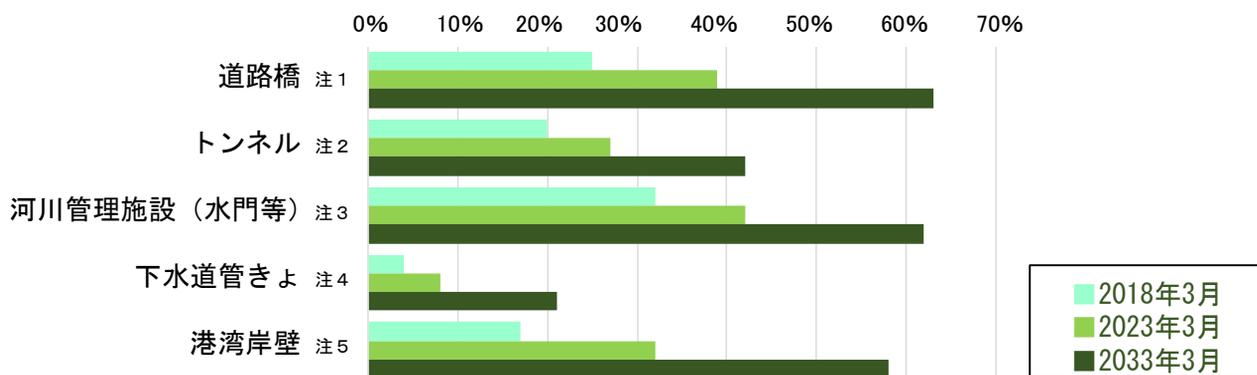
## INDEX

1. 国土交通省登録資格制度の背景
2. 計画・調査・設計、維持管理分野での活用
3. 353資格に延べ17万人の資格保有者
4. 登録資格による品質の高い成果
5. 発注業務における登録資格の活用事例
6. 国土交通省登録資格一覧

# 1 国土交通省登録資格制度の背景

我が国では、今後急速に老朽化する高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックの維持管理・更新や技術者の減少等、社会資本の品質の確保について大きな課題を抱えており、これに的確に対応していくためには、その担い手を中長期的に育成し、将来にわたり確保することが強く求められています。

社会資本の老朽化の現状と将来予測  
(建設後50年以上経過する社会資本の割合)



出典) 国土交通省ホームページ「インフラメンテナンス情報」(平成26年度情報)より作成

- 注1 約73万橋(橋長2m以上の橋)。建設年度不明橋梁の約23万橋については、割合の算出にあたり除いている。
- 注2 約1万1千本。建設年度不明トンネルの約400本については、割合の算出にあたり除いている。
- 注3 約1万施設、国管理の施設のみ。建設年度が不明な約1,000施設を含む。(50年以内に整備された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約50年以上経過した施設として整理している。)
- 注4 総延長: 約47万km。建設年度が不明な約2万kmを含む。(30年以内に布設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約30年以上経過した施設として整理し、記録が確認できる経過年数毎の整備延長割合により不明な施設の整備延長を按分し、計上している。)
- 注5 約5千施設(水深-4.5m以深)。建設年度不明岸壁の約100施設については、割合の算出にあたり除いている。



このような状況を背景に、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)を根拠に、国土交通省登録資格制度が創設されました。

- 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会: 「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」を取りまとめ  
⇒社会資本の点検・診断に関する資格制度の確立について提言(平成25年12月)
- 平成26年6月法改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」  
⇒公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討、必要な措置を講ずることを規定

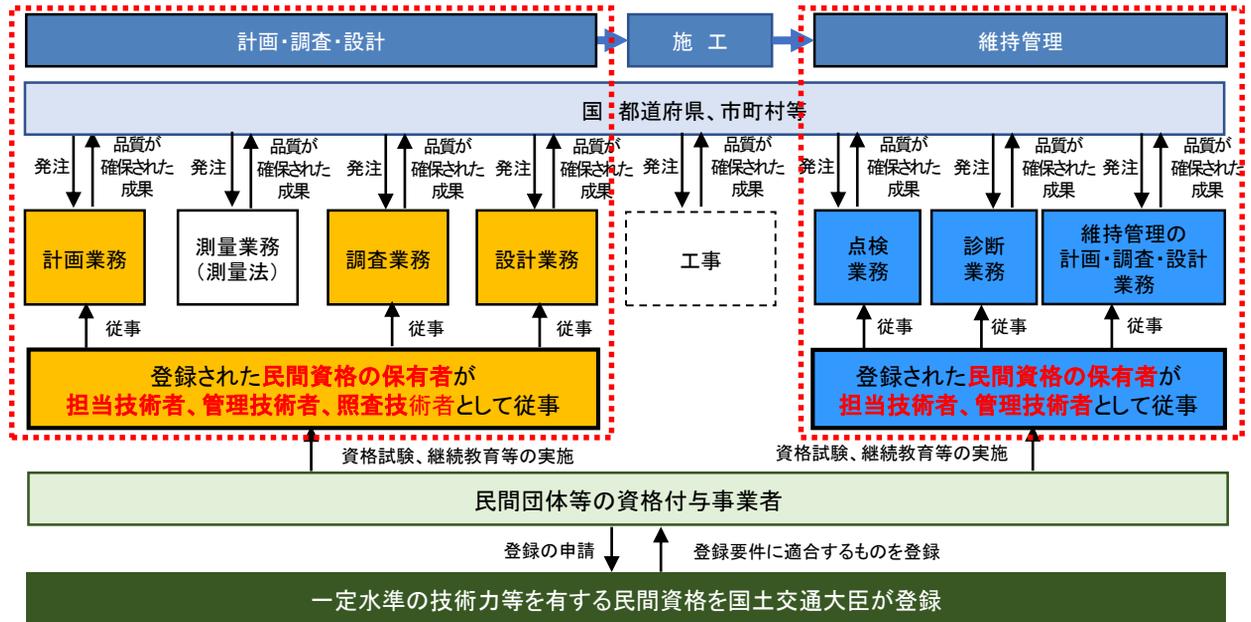


## 国土交通省登録資格制度を創設(平成26年度)

- ⇒民間団体等が運営する資格を活用することで、社会資本の建設、維持管理を担える技術者を確保
- ⇒技術者の技術研鑽を促すことで、点検・診断及び設計の品質を確保

# 2 計画・調査・設計、維持管理分野での活用

民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格（「民間資格」という）について、申請に基づき審査を行い、国土交通大臣が「国土交通省登録資格」の登録簿に登録します。国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計、維持管理の業務において、担当技術者、管理技術者、照査技術者として登録された資格の保有者に従事していただくことにより、品質の確保が図られます。



「点検・診断等業務」「計画・調査・設計業務」のそれぞれにおいて、民間資格を活用できる施設分野が定められています。

**【点検・診断等業務の登録資格の分野】** 知識・技術を求める者： 管理技術者  担当技術者  管理技術者と照査技術者の両者

部門	施設分野等	道路										河川	砂防			海岸	下水道	港湾	空港	都市公園	土木機械設備
		橋梁(鋼橋)	橋梁(木)	橋梁(コンクリート)	橋梁(コンクリート以外の橋)	トンネル	道路土工構築物	道路土工構築物(カルバート等)	シールド・大型舗装	小規模附属物	堤防・河道	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水道管路施設	港湾施設	空港施設	公園施設(遊具)	土木機械設備	
点検		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																		
診断		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																		
設計(維持管理)																	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
計画策定(維持管理)																	<input type="checkbox"/>				

点検、診断にまたがっている施設分野は、両方の業務を担う者を求めている。

**【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】** 知識・技術を求める者： 管理技術者  管理技術者と照査技術者の両者 (両者に同様の知識・技術を求める)

部門	施設分野等	専門分野															横断分野									
		河川・ダム	砂防	地すべり対策	急傾斜地崩壊等対策	河川・砂防	海岸・海洋	海岸	港湾(※)	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	造園	都市公園等	都市計画及び地方計画	建設機械	土木機械設備	土木機械設備	建設電気通信	建設電気	地質・土質	地質・土質	建設環境	
計画		<input checked="" type="checkbox"/>																								
調査		<input checked="" type="checkbox"/>																								
設計		<input checked="" type="checkbox"/>																								

調査、計画、設計にまたがっている施設分野は、該当する業務を担える者を求めている。

# 3

## 353資格に延べ17万人の資格保有者

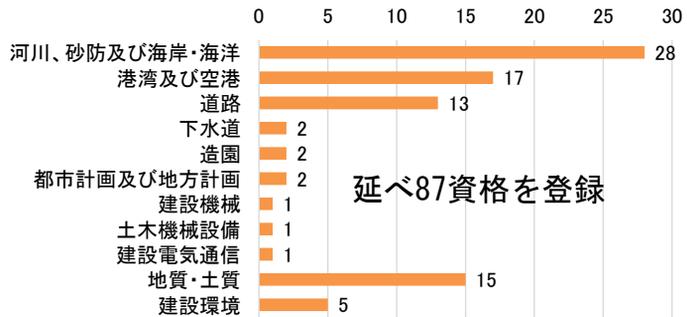
令和4年2月までに合計353資格が登録されています。

具体的な資格付与事業者の団体名及び資格名は8～12ページ、または国土交通省ホームページをご覧ください。

点検・診断等業務の登録資格数 N=266



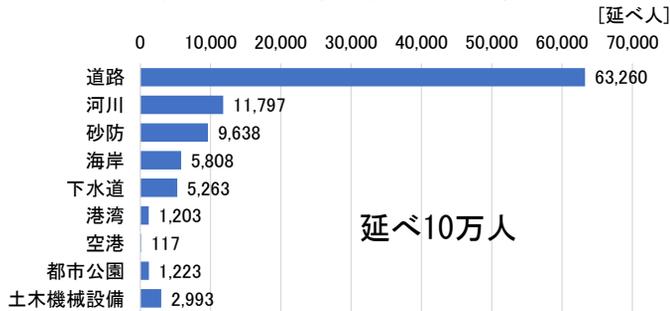
計画・調査・設計業務の登録資格数 N=87



備考) 令和4年2月時点の登録状況。同一の資格名で複数登録しているものがあるため、重複を除いた資格名では49団体123資格名となります。

点検・診断等業務に延べ10万人、計画・調査・設計業務に延べ7万人の資格保有者が全国で活躍しています。

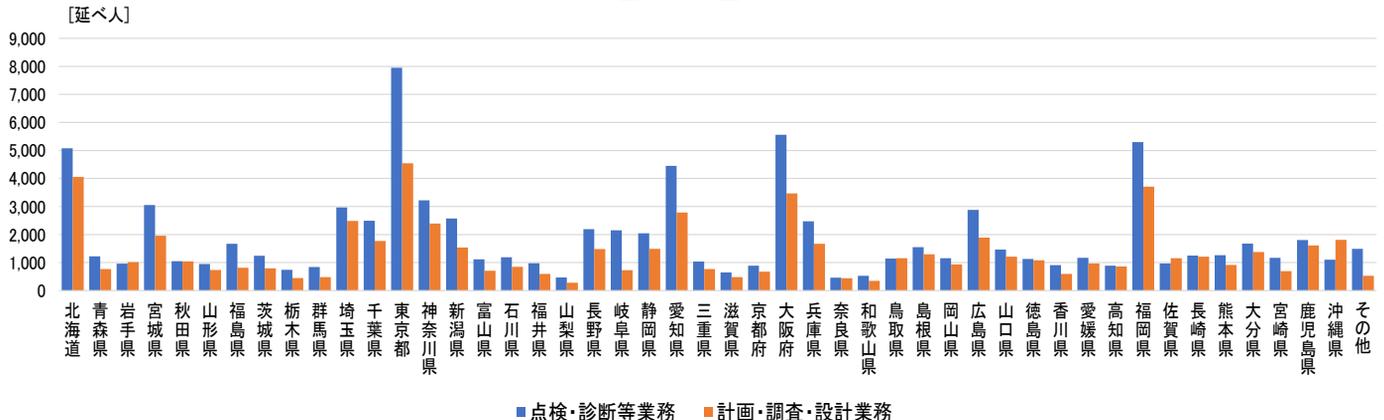
点検・診断等業務 部門別の登録者数



計画・調査・設計業務 部門別の登録者数



都道府県の登録者数



出典) 国土交通省データ

資格付与事業者に対するアンケート調査結果(令和3年4月実施)

備考) 令和2年度までに登録資格となった民間資格の資格付与事業者46団体117資格名を対象に調査し、回答のあったものを集計した。

同一資格名で複数の部門や施設分野に登録している資格があるため、それぞれの登録者数は延べ人数である。

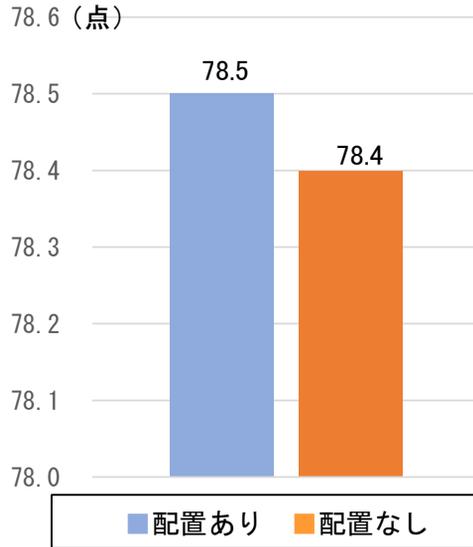
登録者とは、資格付与事業者が実施する資格付与試験に合格し、資格付与事業者が整理している有資格者名簿に記載している者を指す。

その他は、海外居住者や都道府県別に把握していない場合等である。

# 4 登録資格による品質の高い成果

国土交通省直轄発注の点検・診断等業務の業務成績評価は、登録資格の有資格者を配置した場合、高い傾向にあります。

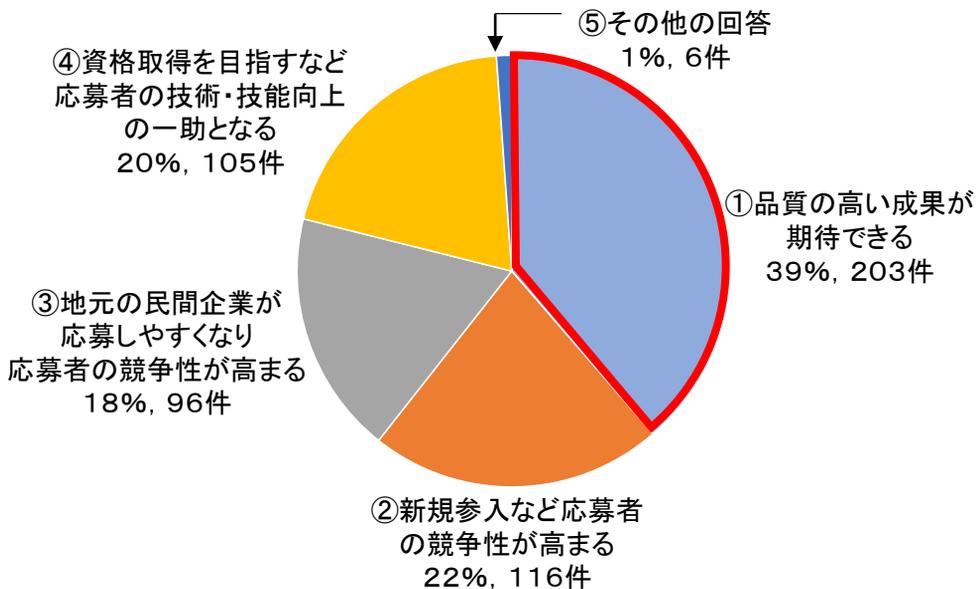
業務成績評価【平成27年度～令和2年度の平均】



出典) 国土交通省データ (北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局発注の点検・診断等業務を対象)  
 H27～H29は、入札参加時等の申請書類に記載された情報をもとに、業務成績評価が確認できた業務を対象に集計  
 H30～R2は、テクリス (業務実績情報データベース) のデータにより、業務成績評価が確認できた業務を対象に集計

登録資格制度を活用している都道府県・政令市では、登録資格を活用することで品質の高い成果が期待されています。

登録資格を活用することで期待する効果  
 回答者＝都道府県・政令市の発注部署 (複数回答N=526)

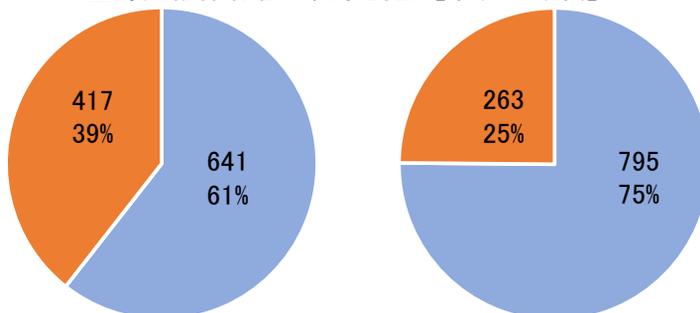


出典) 国土交通省データ  
 都道府県・政令市に対するアンケート調査結果 (平成31年2月実施)

# 5 発注業務における登録資格の活用事例

国土交通省発注の点検・診断等業務における登録資格保有者の従事割合は、管理技術者・担当技術者ともに高い。

登録資格保有者の従事割合【令和2年度】



管理技術者 N=1,058

担当技術者 N=1,058

■登録資格の保有者が従事している ■登録資格の保有者が従事していない

出典) 国土交通省データ(北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局発注の点検・診断等業務を対象) テクリス(業務実績情報データベース)のデータにより、管理技術者、担当技術者の登録資格の保有状況を集計

国土交通省発注業務の入札(総合評価落札方式等)では、予定管理技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。発注業務の応募要件として、次のような記載例を参考に活用してください。

予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。

- ①技術士  
博士(※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
- ②国土交通省登録技術者資格
- ③上記以外のもの(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)  
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

国土交通省発注業務の入札(総合評価落札方式等)では、技術力の評価において、登録資格を有する技術者を配置する場合に加点評価しています。発注業務の応募者の技術力の評価にあたっては、次のような評価例を参考に活用してください。

○管理技術者の評価(例)

①国家資格・技術士	3点
②国土交通省登録資格	2点
③上記以外の民間資格	1点

○担当技術者の評価(例)

①国家資格・技術士	2点
②国土交通省登録資格	
③上記以外の民間資格	1点

出典)「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月一部改定)  
<http://www.mlit.go.jp/common/001287887.pdf>

地方公共団体のA市では、公募型プロポーザルの参加資格として「国土交通省登録技術者資格」の対象部門資格を活用しています。

A市B公園基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（一部編集）

4. 参加資格

(7) 次に掲げるいずれかの資格等を有する者を、管理責任者として本業務に配置することができる者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による建設部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

イ 技術士法（昭和58年法律第25号）の規定による総合技術監理部門「都市及び地方計画」に登録を受けている者

ウ RCCMの登録技術部門「造園」に登録を受けている者

エ 登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者

オ 平成□年度から□年度までの間に、国または県の公園整備に係る設計業務の管理技術者として業務を完了した実績を有する者

国土交通省の土木設計業務等共通仕様書（案）においては、管理技術者、照査技術者の要件として「国土交通省登録技術者資格」が位置づけられています。一方で、都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」が記載されている割合は全体の45%となっています。

第1107条 管理技術者

1. (略)

2. (略)

3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（以下、RCCMという）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1. (略)

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。

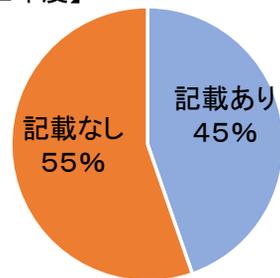
(1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

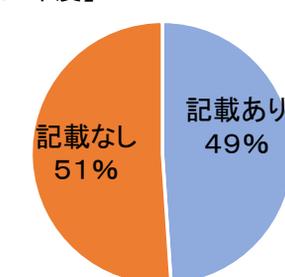
都道府県の土木設計業務等共通仕様書に「国土交通省登録技術者資格」の記載の有無

【令和2年度】



■ 記載あり ■ 記載なし

【令和3年度】



■ 記載あり ■ 記載なし

出典) 各都道府県のホームページを調べ

国や地方公共団体等が発注する計画・調査・設計、維持管理の業務において活用できる国土交通省登録資格は次のとおりです。（令和4年2月までに登録された353資格）

- 登録資格を適用できる段階
- 管理：管理技術者を対象とする資格
- 担当：担当技術者を対象とする資格
- 管理/主任：管理技術者又は主任技術者を対象とする資格
- 管理・照査：管理技術者及び照査技術者を対象とする資格
- ( )内の数字は登録番号
- 各施設分野での並び順は、資格付与事業者名の50音順

部門	施設分野	資格名	資格付与事業者名	計画	調査	設計	点検	診断	計画策定 (維持管理)	設計 (維持管理)	
地質・土質	地質・土質	1 港湾海洋調査士 (土質・地質調査部門)	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理/主任(107)						
		2 RCCM (地質)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理/主任(105)						
		3 RCCM (土質及び基礎)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理/主任(106)						
		4 地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会		● 管理/主任(108)						
		5 地質調査技術士資格 (現場技術・管理部門)	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		● 管理/主任(100)						
		6 地質調査技術士資格 (現場調査部門)	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		● 管理/主任(101)						
		7 地質調査技術士資格 (土壌・地下水汚染部門)	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		● 管理/主任(102)						
		8 応用地形判読士資格 (応用地形判読士)	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		● 管理/主任(103)						
		9 応用地形判読士資格 (応用地形判読士補)	一般社団法人 全国地質調査業協会連合会		● 管理/主任(104)						
		10 土壌環境監理士	一般社団法人 土壌環境センター		● 管理/主任(350)						
		11 上級土木技術者 (地盤・基礎) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理/主任(199)						
		12 上級土木技術者 (地盤・基礎) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理/主任(201)						
		13 1級土木技術者 (地盤・基礎) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理/主任(200)						
		14 1級土木技術者 (地盤・基礎) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理/主任(248)						
	宅地防災	1 地盤品質判定士	地盤品質判定士協議会		● 管理・照査(249)						
建設環境	建設環境	1 RCCM (建設環境)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理(109)						
		2 環境アセスメント士認定資格	一般社団法人 日本環境アセスメント協会		● 管理(110)						
		3 1級ビオトープ施工管理士	公益財団法人 日本生態系協会		● 管理(250)						
		4 1級ビオトープ計画管理士	公益財団法人 日本生態系協会		● 管理(251)						
		5 自然再生士	一般財団法人 日本緑化センター		● 管理(319)						
建設電気通信	電気施設・通信施設・ 制御処理システム	1 RCCM (電気電子)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(111)						
建設機械	建設機械	1 RCCM (機械)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(112)						
土木機械設備	土木機械設備	1 RCCM (機械)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(113)			● 管理(51)			
		2 1級ポンプ施設管理技術者	一般社団法人 河川ポンプ施設技術協会					● 管理(52)			
都市計画及び 地方計画	都市計画及び 地方計画	1 RCCM (都市計画及び地方計画)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(114)						
		2 認定都市プランナー	一般社団法人 都市計画コンサルタント協会		● 管理・照査(327)						
造園	都市公園等	1 RCCM (造園)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(116)						
		2 登録ランドスケープアーキテクト	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会		● 管理・照査(115)						
都市公園	公園施設(遊具)	1 公園施設点検管理士	一般社団法人 日本公園施設業協会				● 管理(53)	● 管理(55)			
		2 公園施設点検技士	一般社団法人 日本公園施設業協会				● 担当(54)	● 担当(56)			
河川	河川・ダム	1 RCCM (河川・砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(117)						
		2 上級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(351)						
		3 上級土木技術者 (河川・流域) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(118)						
		4 1級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(352)						
		5 1級土木技術者 (河川・流域) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(202)						
	堤防・河道	1 河川技術者資格 (河川維持管理技術者)	一般財団法人 河川技術者教育振興機構					● 管理(212)			
		2 河川技術者資格 (河川点検士)	一般財団法人 河川技術者教育振興機構					● 担当(214)			
		3 RCCM (河川・砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				● 管理・担当(213)	● 管理・担当(215)			
		4 上級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会					● 管理(329)			
		5 上級土木技術者 (河川・流域) コースB	公益社団法人 土木学会					● 管理(330)			
		6 1級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(331)				
		7 1級土木技術者 (河川・流域) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(332)				

部門	施設分野	資格名	資格付与事業者名	計画	調査	設計	点検	診断	計画策定 (維持管理)	設計 (維持管理)		
砂防	砂防	1 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(120)							
		2 砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会		● 管理・照査(121)							
	砂防設備	1 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会					● 管理(1)				
		2 砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会					● 管理(58)				
	地すべり対策	1 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会									
		2 地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会									
	地すべり防止施設	1 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会						● 管理(2)			
		2 地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会						● 管理(3)			
	急傾斜地崩壊等対策	1 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会									
		2 砂防・急傾斜管理技術者	公益社団法人 砂防学会									
		3 地すべり防止工事士	一般社団法人 斜面防災対策技術協会									
	急傾斜地崩壊防止施設	1 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会						● 管理(4)			
2 砂防・急傾斜管理技術者		公益社団法人 砂防学会						● 管理(60)				
3 地すべり防止工事士		一般社団法人 斜面防災対策技術協会						● 管理(59)				
下水道	下水道	1 RCCM (下水道)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(119)							
		2 管更生技士 (下水道)	一般社団法人 日本管更生技術協会		● 管理(353)							
下水道管路施設	1 下水道管路管理専門技士 調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会						● 担当(57)				
	2 下水道管路管理主任技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会						● 管理(162)				
海岸	海岸	1 海洋・港湾構造物設計士	一般社団法人 沿岸技術研究センター		● 管理・照査(130)							
		2 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(127)							
		3 上級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(131)							
					● 管理・照査(128)							
		4 上級土木技術者 (海岸・海洋) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(132)							
					● 管理・照査(129)							
		5 1級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(133)							
					● 管理・照査(203)							
		6 1級土木技術者 (海岸・海洋) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(205)							
					● 管理・照査(204)							
		7 港湾海洋調査士 (深淺測量部門)	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(206)							
8 港湾海洋調査士 (危険物探査部門)	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(134)									
9 港湾海洋調査士 (気象・海象調査部門)	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(135)									
10 港湾海洋調査士 (土質・地質調査部門)	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(136)									
11 港湾海洋調査士 (環境調査部門)	一般社団法人 海洋調査協会		● 管理・照査(137)									
海岸堤防等	海岸堤防等	1 海洋・港湾構造物維持管理士	一般社団法人 沿岸技術研究センター					● 管理(5)				
		2 RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会					● 管理(6)				
		3 上級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会					● 管理(7)				
		4 上級土木技術者 (海岸・海洋) コースB	公益社団法人 土木学会					● 管理(8)				
		5 1級土木技術者 (海岸・海洋) コースB	公益社団法人 土木学会					● 管理(163)				
		6 1級土木技術者 (流域・都市) コースA	公益社団法人 土木学会					● 管理(164)				
道路	道路 (計画・調査・設計)	1 RCCM (道路)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(139)							
		2 交通工学研究会認定TOE	一般社団法人 交通工学研究会		● 管理・照査(141)							
		3 上級土木技術者 (交通) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(140)							
		4 上級土木技術者 (交通) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(208)							
		5 1級土木技術者 (交通) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(207)							
		6 1級土木技術者 (交通) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(209)							
	道路	橋梁 (計画・調査・設計)	1 RCCM (鋼構造及びコンクリート)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(142)						
			2 RCCM (土質及び基礎)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会		● 管理・照査(143)						
			3 上級土木技術者 (橋梁) コースA	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(144)						
			4 1級土木技術者 (橋梁) コースB	公益社団法人 土木学会		● 管理・照査(210)						
		橋梁 (鋼橋)	1 橋梁AM点検士 (道路部門)	公益財団法人 青森県建設技術センター					● 担当(321)	● 担当(322)		
			2 四国社会基盤メンテナンス エキスパート	国立大学法人 愛媛大学					● 担当(158)	● 担当(175)		
橋梁 (鋼橋)	3 道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会					● 担当(9)					
	4 道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会					● 担当(67)					
	5 RCCM (鋼構造及びコンクリート)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会					● 担当(10)	● 担当(20)				
	6 高速度道路点検士 (土木)	公益財団法人 高速度道路調査会					● 担当(216)					
	7 高速度道路点検診断士 (土木)	公益財団法人 高速度道路調査会					● 担当(217)	● 担当(219)				
	8 橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構					● 担当(170)					
	9 橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構						● 担当(336)				

※次ページへ続く

部門	施設分野	資格名	資格付与事業者名	計画	調査	設計	点検	診断	計画策定 (維持管理)	設計 (維持管理)	
橋梁 (鋼橋)	10	都市道路構造物点検技術者	一般財団法人 首都高速道路技術センター				● 担当(171)	● 担当(177)			
	11	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会				● 担当(68)				
	12	社会基盤メンテナンス エキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構 (岐阜大学)				● 担当(66)	● 担当(73)			
	13	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構 (名古屋大学)				● 担当(64)				
	14	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構 (名古屋大学)					● 担当(174)			
	15	上級土木技術者 (橋梁) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(15)	● 担当(22)			
	16	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(165)	● 担当(172)			
	17	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(167)	● 担当(173)			
	18	上級土木技術者 (メンテナンス) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(333)	● 担当(337)			
	19	1級土木技術者 (橋梁) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(16)				
	20	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(166)				
	21	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(218)				
	22	1級土木技術者 (メンテナンス) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(334)				
	23	道守コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(18)	● 担当(24)			
	24	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(17)				
	25	特定道守 (鋼構造) コース	国立大学法人 長崎大学					● 担当(23)			
	26	道守補コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(19)				
	27	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会				● 担当(13)	● 担当(21)			
	28	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会				● 担当(14)				
	29	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会				● 担当(11)	● 担当(69)			
	30	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会				● 担当(12)				
	31	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会				● 担当(61)	● 担当(70)			
	32	インフラ調査士 橋梁(鋼橋)	一般社団法人 日本非破壊検査工業会				● 担当(65)				
	33	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所				● 担当(62)	● 担当(71)			
	34	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所				● 担当(63)	● 担当(72)			
	35	ふくしまME (基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議 会審査委員会				● 担当(252)				
	36	ふくしまME (保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議 会審査委員会				● 担当(289)	● 担当(290)			
	37	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会				● 担当(335)	● 担当(338)			
	38	社会基盤メンテナンス エキスパート山口	国立大学法人 山口大学				● 担当(169)	● 担当(176)			
	39	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会				● 担当(253)	● 担当(255)			
	40	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター				● 担当(254)				
	道路	1	橋梁AM点検士 (道路部門)	公益財団法人 青森県建設技術センター				● 担当(323)	● 担当(324)		
		2	四国社会基盤メンテナンス エキスパート	国立大学法人 愛媛大学				● 担当(181)	● 担当(188)		
		3	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会				● 担当(25)			
		4	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会				● 担当(79)			
		5	RCCM (鋼構造及びコンクリート)	一般社団法人 建設コンサルタント協会				● 担当(26)	● 担当(37)		
		6	高速道路点検士 (土木)	公益財団法人 高速道路調査会				● 担当(220)			
		7	高速道路点検診断士 (土木)	公益財団法人 高速道路調査会				● 担当(221)	● 担当(224)		
		8	建造物保全技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会				● 担当(222)			
		9	建造物保全上級技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会					● 担当(225)		
10		橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構				● 担当(183)				
11		橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構					● 担当(342)			
12		都市道路構造物点検技術者	一般財団法人 首都高速道路技術センター				● 担当(184)	● 担当(190)			
13		土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会				● 担当(80)				
14		社会基盤メンテナンス エキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構 (岐阜大学)				● 担当(78)	● 担当(85)			
15		橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構 (名古屋大学)				● 担当(76)				
16		橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構 (名古屋大学)					● 担当(187)			
17		上級土木技術者 (橋梁) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(31)	● 担当(39)			
18		上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(178)	● 担当(185)			
19	上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(180)	● 担当(186)				
20	上級土木技術者 (メンテナンス) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(339)	● 担当(343)				
21	1級土木技術者 (橋梁) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(32)					
22	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(179)					
23	1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	公益社団法人 土木学会				● 担当(223)					
24	1級土木技術者 (メンテナンス) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(340)					
25	道守コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(35)	● 担当(41)				
26	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(34)					
27	特定道守 (コンクリート構造) コース	国立大学法人 長崎大学					● 担当(40)				
28	道守補コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(36)					

※次ページへ続く

部門	施設分野	資格名	資格付与事業者名	計画	調査	設計	点検	診断	計画策定 (維持管理)	設計 (維持管理)				
橋梁 (コンクリート橋)		29 土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会				● 担当(259)	● 担当(262)						
		30 土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会				● 担当(260)							
		31 一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会				● 担当(27)	● 担当(81)						
		32 二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会				● 担当(28)							
		33 コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会				● 担当(33)	● 担当(82)						
		34 インフラ調査士 橋梁(コンクリート橋)	一般社団法人 日本非破壊検査工業会				● 担当(77)							
		35 主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所				● 担当(74)	● 担当(83)						
		36 点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所				● 担当(75)	● 担当(84)						
		37 ふくしまME (基礎)	ふくしまインフラメンテナンステクニク者育成協議 会審査委員会				● 担当(256)							
		38 ふくしまME (保全)	ふくしまインフラメンテナンステクニク者育成協議 会審査委員会				● 担当(291)	● 担当(292)						
		39 コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学 会				● 担当(29)	● 担当(31)						
		40 プレストレストコンクリート技士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学 会				● 担当(30)							
		41 木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会				● 担当(341)	● 担当(344)						
		42 社会基盤メンテナンス エキスパート山口	国立大学法人 山口大学				● 担当(182)	● 担当(189)						
		43 構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リバア会				● 担当(257)	● 担当(261)						
		44 プリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター				● 担当(258)							
		橋梁 (鋼・コンクリート 以外の橋)		1 木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会				● 担当(345)	● 担当(346)				
				道路	トンネル	1 四国社会基盤メンテナンス エキスパート	国立大学法人 愛媛大学				● 担当(192)	● 担当(196)		
						2 RCCM (トンネル)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				● 担当(42)	● 担当(46)		
						3 高速道路点検士 (土木)	公益財団法人 高速道路調査会				● 担当(226)			
						4 高速道路点検診断士 (土木)	公益財団法人 高速道路調査会				● 担当(227)	● 担当(228)		
						5 都市道路構造物点検技術者	一般財団法人 首都高速道路技術センター				● 担当(194)	● 担当(198)		
						6 土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会				● 担当(93)			
						7 社会基盤メンテナンス エキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構 (岐阜大学)				● 担当(92)	● 担当(98)		
						8 RCCM (トンネル)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会			● 管理・監査(145)				
						9 上級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	公益社団法人 土木学会			● 管理・監査(146)	● 担当(86)	● 担当(94)		
						10 1級土木技術者 (トンネル・地下) コースB	公益社団法人 土木学会			● 管理・監査(211)	● 担当(87)			
						11 上級土木技術者 (メンテナンス) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(347)	● 担当(349)		
						12 1級土木技術者 (メンテナンス) コースA	公益社団法人 土木学会				● 担当(348)			
						13 道守コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(44)			
						14 道守(トンネル)	国立大学法人 長崎大学					● 担当(326)		
		15 特定道守コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(43)							
		16 特定道守(トンネル)	国立大学法人 長崎大学					● 担当(325)						
		17 道守補コース	国立大学法人 長崎大学				● 担当(45)							
		18 コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会				● 担当(88)	● 担当(95)						
		19 インフラ調査士 トンネル	一般社団法人 日本非破壊検査工業会				● 担当(91)							
		20 主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所				● 担当(89)	● 担当(96)						
		21 点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所				● 担当(90)	● 担当(97)						
		22 ふくしまME (基礎)	ふくしまインフラメンテナンステクニク者育成協議 会審査委員会				● 担当(263)							
		23 ふくしまME (防災)	ふくしまインフラメンテナンステクニク者育成協議 会審査委員会				● 担当(293)	● 担当(294)						
		24 コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学 会				● 担当(191)	● 担当(195)						
		25 社会基盤メンテナンス エキスパート山口	国立大学法人 山口大学				● 担当(193)	● 担当(197)						
		道路土工構造物 (土工)		1 RCCM (道路)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				● 担当(268)	● 担当(275)				
				2 RCCM (地質)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				● 担当(269)	● 担当(276)				
3 RCCM (土質及び基礎)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会						● 担当(270)	● 担当(277)						
4 RCCM (施工計画、施工設備及び積算)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会						● 担当(240)							
5 のり面施工管理技術者資格	一般社団法人 全国特定法面保護協会						● 担当(264)	● 担当(272)						
6 社会基盤メンテナンス エキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構 (岐阜大学)						● 担当(295)	● 担当(302)						
7 上級土木技術者 (地盤・基礎) コースA	公益社団法人 土木学会						● 担当(296)	● 担当(303)						
8 上級土木技術者 (地盤・基礎) コースB	公益社団法人 土木学会						● 担当(297)	● 担当(304)						
9 1級土木技術者 (地盤・基礎) コースA	公益社団法人 土木学会						● 担当(298)							
10 1級土木技術者 (地盤・基礎) コースB	公益社団法人 土木学会						● 担当(299)							
11 グラウンドアンカー施工士	一般社団法人 日本アンカー協会						● 担当(300)	● 担当(305)						
12 主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所						● 担当(266)	● 担当(273)						
13 点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所						● 担当(267)	● 担当(274)						
14 ふくしまME (基礎)	ふくしまインフラメンテナンステクニク者育成協議 会審査委員会						● 担当(265)							
15 ふくしまME (防災)	ふくしまインフラメンテナンステクニク者育成協議 会審査委員会						● 担当(301)	● 担当(306)						

部門	施設分野	資格名	資格付与事業者名	計画	調査	設計	点検	診断	計画策定 (維持管理)	設計 (維持管理)	
道路	道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	1 RCCM (道路)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				●担当(280)	●担当(284)			
		2 RCCM (鋼構造物及びコンクリート)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				●担当(281)	●担当(285)			
		3 上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	公益社団法人 土木学会				●担当(307)	●担当(312)			
		4 上級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	公益社団法人 土木学会				●担当(308)	●担当(313)			
		5 1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースA	公益社団法人 土木学会				●担当(309)				
		6 1級土木技術者 (鋼・コンクリート) コースB	公益社団法人 土木学会				●担当(310)				
		7 コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会				●担当(279)	●担当(283)			
		8 ふくしまME (防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会				●担当(311)	●担当(314)			
		9 コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会				●担当(278)	●担当(282)			
	舗装	1 RCCM (道路)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				●担当(233)	●担当(237)			
		2 社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構 (岐阜大学)				●担当(315)	●担当(317)			
		3 舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会				●担当(232)	●担当(236)			
		4 インフラ調査士 付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会				●担当(229)				
		5 主任点検診断士	一般財団法人 阪神高遠先進技術研究所				●担当(230)	●担当(234)			
		6 点検診断士	一般財団法人 阪神高遠先進技術研究所				●担当(231)	●担当(235)			
		7 ふくしまME (基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会				●担当(286)				
		8 ふくしまME (保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会				●担当(316)	●担当(318)			
	小規模附属物	1 RCCM (施工計画、施工設備及び積算)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				●担当(241)	●担当(244)			
		2 道路標識点検診断士	一般社団法人 全国道路標識・標示業協会				●担当(287)	●担当(288)			
		3 インフラ調査士 付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会				●担当(238)				
		4 主任点検診断士	一般財団法人 阪神高遠先進技術研究所				●担当(239)	●担当(242)			
		5 点検診断士	一般財団法人 阪神高遠先進技術研究所				●担当(240)	●担当(243)			
	港湾	港湾 (計画・調査全般)	1 港湾海洋調査士 (総合部門)	一般社団法人 海洋調査協会			●全般 管理・照査(328)				
			2 RCCM (港湾及び空港)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会			●全般 管理・照査(147)				
		港湾 (深淺測量・水路測量)	1 1級水路測量技術 (沿岸)	一般財団法人 日本水路協会			●深淺測量・水路測量 管理・照査(148)				
			2 1級水路測量技術 (港湾)	一般財団法人 日本水路協会			●深淺測量・水路測量 管理・照査(149)				
			3 港湾海洋調査士 (深淺測量部門)	一般社団法人 海洋調査協会			●深淺測量・水路測量 管理・照査(150)				
港湾 (磁気探査)		1 港湾海洋調査士 (危険物探査部門)	一般社団法人 海洋調査協会			●磁気探査 管理・照査(151)					
港湾 (潜水探査)		1 港湾海洋調査士 (危険物探査部門)	一般社団法人 海洋調査協会			●潜水探査 管理・照査(152)					
港湾 (気象・海象調査)		1 港湾海洋調査士 (気象・海象調査部門)	一般社団法人 海洋調査協会			●気象・海象調査 管理・照査(153)					
港湾 (海洋地質・土質調査)		1 港湾海洋調査士 (土質・地質調査部門)	一般社団法人 海洋調査協会			●海洋地質・土質調査 管理・照査(154)					
港湾 (海洋環境調査)		1 港湾海洋調査士 (環境調査部門)	一般社団法人 海洋調査協会			●海洋環境調査 管理・照査(155)					
港湾 (潜水)		1 特別港湾潜水技士	一般社団法人 日本潜水協会			●潜水 担当(320)					
		2 港湾潜水技士1級	一般社団法人 日本潜水協会			●潜水 担当(156)					
		3 港湾潜水技士2級	一般社団法人 日本潜水協会			●潜水 担当(157)					
		4 港湾潜水技士3級	一般社団法人 日本潜水協会			●潜水 担当(158)					
港湾 (設計)		1 海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター			●管理・照査(160)					
		2 RCCM (港湾及び空港)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会			●管理・照査(159)					
港湾施設		1 海洋・港湾構造物維持管理士	一般財団法人 沿岸技術研究センター				●管理(48)		●管理(47)	●管理(49)	
	2 海洋・港湾構造物設計士	一般財団法人 沿岸技術研究センター							●管理(50)		
	3 RCCM (港湾及び空港)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会				●管理(245)		●管理(246)	●管理(247)		
空港	1 RCCM (港湾及び空港)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会			●管理・照査(161)						
	1 空港土木施設点検評価技士	一般財団法人 港湾空港総合技術センター					●管理(99)				

国土交通省登録資格制度については、国土交通省ホームページをご覧ください。

URL [https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000098.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html)

国土省 登録資格

検索

問合せ先

国土交通省 大臣官房 技術調査課  
 TEL : 03-5253-8220 (直通)  
 国土交通省 大臣官房 公共事業調査室  
 TEL : 03-5253-8258 (直通)

2022年版

国土交通省直轄事業における  
災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル

令和3年4月

## 目次

はじめに .....	1
1. 適切な入札契約の実施 .....	1
2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い .....	1
3. 工事等の一時中止措置について .....	2
4. 災害復旧事業等の前金払の取扱いについて .....	3
5. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について .....	4
6. 他の発注者との調整等について .....	4
7. その他 .....	5
参考 .....	6

## はじめに

災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事及び業務（以下「工事等」という。）、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札契約手続その他において平常時と異なる対応が必要となることがあり、これまでも、大規模災害時等において都度通知しているところであるが、その内容のより確実な実施及び周知のため、統合し整理したものが本マニュアルである。

直轄事業においては、各年度における事業執行に係る通知等によることを基本としつつ、災害発生時には本マニュアルに沿って遺漏なきよう対応されたい。

### 1. 適切な入札契約の実施

災害復旧工事等の入札契約については、令和元年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条第1項第3号において、随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるとされたところであり、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。令和2年1月30日改正。）及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）等に基づき、早期かつ確実な施工又は履行が可能な者を短期間で選定し、災害復旧工事等に着手するため、工事等の緊急性や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努められたい。

なお、災害発生直後から一定の間に対応が必要となる、緊急性が高い災害復旧に関する災害状況の把握や応急復旧に係る業務については、業務発注における管理技術者等（建設コンサルタント業務における管理技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び補償コンサルタント業務における主任担当者をいう。）の手持ち業務量の制限を理由に受注者の選定から除外することを要しないものとする。

ただし、通常の業務の入札契約手続においては、上記により契約した業務であっても通常の運用どおり手持ち業務量の制限において考慮することとする。

また、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の一部改定について（令和3年3月26日付け国会公契第60号、国官技第358号、国営整第212号、国北予第69号）により手持ち業務量の制限が従来の「4億円程度」から「5億円程度」に見直されているので、これについても認識のうえ、適切に運用されたい。

### 2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い

災害復旧工事の入札契約については、「一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第262号、建設省技調発第131号）、「一般競争入札の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月22日付け港管第1389号、港建第164号）、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国港総第235号、国港建第132号）等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、これを短縮しても差し支えない。

また、大規模災害時において必要と認められた場合は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号）のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束（以下「政府調達協定」という。）の対象工事については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により40日前）に公告しなければならないが、急を要する場合には5日前（政府調達協定の対象工事については10日前）までに短縮することができることに留意するものとする。

### 3. 工事等の一時中止措置について

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したこと等により工事又は業務を施工又は履行できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。

そのため、災害発生時においては、その時点で施工中又は履行中の工事等に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱うこと。

工事等の契約は、工事請負契約書（以下「工事契約書」という。）及び土木設計業務等委託契約書（以下「業務契約書」という。）等に基づき実施しているところであるが、各発注者においては、工事契約書第20条又は業務契約書第20条等の規定の趣旨に則り、受注者に対する工事等の一時中止措置を以下のとおり適切に行うものとする。

#### (1) 施工できなくなった工事に係る一時中止

工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事契約書第20条第1項に基づき、工事一時中止を行うこと。

## (2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事の一時中止

当面の災害復旧対策には、資機材等の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要であり、施工中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、施工中の工事が被災していない場合においても災害復旧を優先して行うことができるよう、受注者の意向も踏まえ、一時中止を行うこと。

上記 (1)、(2) は、業務についても工事に準じて取り扱うものとする。

## 4. 災害復旧工事等の前金払の取扱いについて

災害発生時には、被災地域において迅速な災害復旧工事等の実施が求められるが、災害復旧工事等を円滑に着手・実施するに当たって必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要であり、災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるようにすることが重要である。

従来、前払金の支払手続は、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事契約書又は業務契約書等の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続を行うことができることとなるので、この場合には災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該建設業者等の意向を踏まえて積極的に活用されたい。

### (1) 災害復旧工事の暫定契約書の交付

工事契約書の取交し前に前払金の支払手続を行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、災害復旧工事において、時間的余裕がなく、工事契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「災害復旧事業等の暫定契約書」（別紙1）を2部作成の上、1部を契約業者に対して交付されたい。

### (2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請により、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなるので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続を行っ

ても差し支えないものとする。

なお、上記(1)(2)は、建設コンサルタント業務等においても同様の対応を行うことができるものとし、業務契約書等の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対して交付されたい。

## 5. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

直轄工事の予定価格の作成については、「令和3年度国土交通省所管事業の執行について」（令和3年4月1日付け国会公第157号）、「令和3年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和3年4月1日付け国官総第213号、国会公契第64号、国官技第389号、国営管第574号、国営計第160号、国北予第80号）及び「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和3年1月29日付け国地契第32号、国官技第268号、国営管第432号、国営計第129号、国北予第50号）により、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定すること等を通知しているところであり、被災地域においても適切に対応されたい。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な予定価格の決定を図られたい。

また、受注者に対し、工事請負契約書第26条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」など、適正な支払いとなるように努めること。

## 6. 他の発注者との調整等について

災害復旧工事等の発注については、品確法第7条第4項において、他の発注者との連携を図るよう努めるとされているところであり、被災地全体の復旧・復興に資するよう、工事等について随意契約を行う際等には受注者側の履行体制に問題が無いかの確認等も行いつつ、被災地の発注者協議会の場などを活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないように配慮すること。

## 7. その他

災害復旧工事等の迅速かつ確実な執行に当たって支障等がある場合は、適宜本省担当課に相談するものとする。

本マニュアルに示した対応は、既往の災害時にとった対応を踏まえた基本的なものであり、災害の状況等によっては、これらに加えて特例的な対応等を行うこともあるので、災害時に別途発出される通知等は遺漏なく確認すること。

本マニュアルの内容は、実際の災害時の対応等を踏まえ、必要に応じて、適時見直すものである。

## 参考

### 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）【抄】

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2～6 （略）

7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8～12 （略）

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 （略）

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

四～九 （略）

2・3 （略）

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない

5 （略）

## 発注事務に関する運用指針【抄】

### Ⅲ. 災害時における対応

#### 1 工事

##### 1-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

##### (随意契約)

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令第 167 条の 2）を活用するよう努める。契約の相手方の選定にあたっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

##### (指名競争入札)

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

また、必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用する。

##### (一般競争入札)

入札参加資格要件の設定にあたっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び成績や地域要件などを適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用にも努める。

##### 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

- (1) 確実な施工確保、不調・不落対策  
(実態を踏まえた積算の導入等)

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討する。

また、作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な施工ができる者のみを対象とする指名競争入札の適用などを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

復旧事業を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者へ前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者や資材が確保された施工体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な施工が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

(3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保

(共同企業体等の活用)

工事規模の大型化や工事量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、必要に応じて地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される地域維持型建設共同企業体や事業協同組合等を活用するよう努める。

(参加可能額の拡大)

担い手の確保とロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、工事価格帯の上限を引き上げる措置の実施を検討する。

(4) 迅速な事業執行

(政府調達協定対象工事における適用)

平常時における政府調達に関する協定(以下「WTO 協定」という。)の対象工事は、一般競争入札(公開入札)に付することが原則となるが、災害時、緊急の必要により競争に付することができない復旧工事は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約(限定入札)を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

(WTO 協定の対象工事における手続日数の短縮)

WTO 協定の対象工事は、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることから、現地の状況を踏まえ適切な手続期間を設定する。

#### (5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式※や CM 方式※等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応じて参考とする。

※ Public Private Partnership の略

※ Construction Management の略

※参考：「東日本復興 CM 研究会の検証と今後の活用に向けた研究会報告書」(H29.3)

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ (ECI 方式※) 等の技術提案・交渉方式を適用するよう努める。

※ Early Contractor Involvement の略

## 2 測量、調査及び設計

### 2-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、業務の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な履行が可能なる者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、業務の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

(随意契約)

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧などの緊急度が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約(会計法第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令第 167 条の 2)を活用するよう努める。

契約の相手方の選定にあたっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での 53 業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

(指名競争入札)

災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札(会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条)を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

(一般競争入札)

入札参加資格要件の設定にあたっては、業務の内容、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び成績や地域要件などを適切に設定する。

## 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

### (1) 確実な履行確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

また、作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等を被った場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、業務の手抜き、再委託先へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札の適用などを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

### (2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

### (3) 迅速な事業執行

(WTO 協定の対象業務における適用)

WTO 協定の対象業務のうち、発災後の状況把握や、災害時、緊急の必要により競争に付することができない業務は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約(限定入札)を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

### (4) 早期の復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、業務の指導・調整、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・検査など一連の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式や CM 方式等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応じて参考とする。

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI 方式）等の技術提案・交渉方式を適用するよう努める。

### 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。

地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。

## 災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成 29 年 7 月）（リンク）

<https://www.mlit.go.jp/tec/nyusatukeyaku.html>

（国土交通省ウェブサイトに掲載）

## 災害復旧事業等の暫定契約書

工事の名称	〇〇工事
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 築堤工 法面工 かごマット工 根固めブロック 撤去工
契約業者名	〇〇〇建設 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
工事種別	一般土木
請負契約日(協議成立日)	令和2年〇月〇日
工期(暫定)(自)	令和2年〇月〇日
工期(暫定)(至)	令和2年〇月〇日
備考	(例) 令和2年7月豪雨による災害復旧事業等における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第25号)による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官  
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇建設 株式会社 印

## 災害復旧事業等の暫定契約書

業務の名称	〇〇業務
業務概要 (契約金額(概算)に相当する業務概要を記載すること。)	災害復旧業務 〇〇検討業務 〇〇測量
契約業者名	〇〇〇コンサルタント 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
業務履行場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
業務種別	建設コンサルタント業務及び測量業務
請負契約日(協議成立日)	令和２年〇月〇日
履行期間(暫定)(自)	令和２年〇月〇日
履行期間(暫定)(至)	令和２年〇月〇日
備考	(例) 令和２年７月豪雨による災害復旧事業等における契約業務の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第26号)による土木設計業務等委託契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官  
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇コンサルタント 株式会社 印

## 参考となる通知文書等

- ・ 令和2年7月豪雨による災害復旧工事等に係る入札・契約手続等について …P1
- ・ 令和2年7月豪雨に伴う工事及び業務の一時中止措置について …P5
- ・ 令和2年7月豪雨による災害復旧事業等の前金払の取扱いについて …P6
- ・ 令和2年7月豪雨による被災地域での建設工等における予定価格の適切な設定等について …P10
- ・ 令和元年台風第19号による災害発生に伴う直轄工事における監理技術者等の取扱いについて …P11
- ・ 国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について …P13

国会公契第2号  
国官技第77号  
国営計第44号  
国港総第214号  
国港技第33号  
国空予管第216号  
国空空技第74号  
国空交企第68号  
国北予第22号  
令和2年7月6日

各地方整備局

総務部長 殿  
企画部長 殿  
営繕部長 殿  
港湾空港部長 殿

北海道開発局

事業振興部長 殿  
営繕部長 殿

各地方航空局

総務部長 殿  
空港部長 殿  
保安部長 殿

大臣官房

会計課長  
技術調査課長  
官庁営繕部計画課長

港湾局

総務課長  
技術企画課長

航空局

予算・管財室長  
航空ネットワーク部空港技術課長  
交通管制部交通管制企画課長

北海道局

予算課長

## 令和2年7月豪雨による災害復旧工事等に係る入札・契約手続等について

令和2年度国土交通省所管事業の執行については、「令和2年度国土交通省所管事業の執行について」（令和2年4月1日付け国会公第197号）及び「令和2年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和2年4月1日付け国官総第263号、国会契第91号、国地契第75号、国官技第449号、国営管第475号、国営計第146号、国北予第57号）に基づき実施されているが、災害時の緊急対応に係る基本理念及び発注者の責務については、令和元年6月14日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」という。）において具体的に規定されたところである。

令和2年7月豪雨による災害復旧工事等については、被災地の一日も早い復旧・復興のため、所管事業の迅速かつ確実な執行が求められることから、他の発注者等との連携を図るとともに、同工事等に係る入札・契約手続等について、公正性・透明性の確保に遺漏がないよう留意し、地域企業の活用に配慮しつつ、当面下記のように取り扱われたい。

### 記

#### 1. 入札契約方式の適用

災害復旧工事等の入札契約については、改正品確法第7条第1項第3号において、随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるとされたところであり、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和2年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）等に基づき、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、災害復旧工事等に着手するため、工事及び業務の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努められたい。

#### 2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い

「一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第262号、建設省技調発第131号）、「一般競争入札の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月22日付け港管第1389号、港建第164号）、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月

7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号)、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」(平成17年10月7日付け国港総第235号、国港建第132号)等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、これを短縮しても差し支えない。

また、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号)のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第74条及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。))の対象工事については40日前)に公告しなければならないが、急を要する場合においては5日前(政府調達協定の対象工事については10日前)までに短縮することができることに留意するものとする。

### 3. 他の発注者との調整

災害復旧工事等の発注については、改正品確法第7条第4項において、他の発注者との連携を図るよう努めるとされたところであり、被災地全体の復旧・復興に資するよう、被災地の発注者協議会の場などを活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないように配慮すること。

### 4. その他

災害復旧工事等の迅速かつ確実な執行に当たって支障等がある場合は、適宜本省担当課に相談するものとする。

(参考) 公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正品確法による改正後)(抄)  
(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況(以下「施工状況等」という。)の確認及

び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一・二 （略）

三 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること

2・3 （略）

4 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

各地方整備局 技術調整管理官 殿  
北海道開発局 技術管理企画官 殿

国土交通省  
大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
(公印省略)

令和2年7月豪雨に伴う工事及び業務の一時中止措置について

令和2年7月3日からの大雨に伴い工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したことにより工事を施工できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。

については、令和2年7月3日からの大雨及び今後想定される降雨を踏まえ、下記のとおり既に契約締結を行い施工中の工事及び業務(以下「工事等」という。)に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱うこと。

記

1. 工事等の一時中止措置について

工事等の請負契約は、工事請負契約書(以下「工事契約書」という。)並びに土木設計業務等委託契約書(以下「業務契約書」という。)に基づき実施しているところであるが、各発注者におかれましては、工事契約書第20条または業務契約書第20条の規程の趣旨に則り、受注者に対する工事等の一時中止措置を適切に行うものとする。

(1) 施工できなくなった工事等に係る一時中止

工事目的等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事契約書第20条第1項に基づき、工事一時中止を行うこと。

(2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事等の一時中止

当面の災害復旧対策には、資機材等の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要であり、施工中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、施工中の工事等が被災していない場合においても災害復旧を優先して行うことができるよう、受注者の意向も踏まえ、一時中止を行うこと。

上記(1)、(2)は、業務についても業務契約書第20条の規程に基づき、同様に扱うものとする。

以上

事 務 連 絡  
令和 2 年 7 月 6 日

各地方整備局 総 務 部 契 約 管 理 官 殿  
企 画 部 技 術 調 整 管 理 官 殿  
港 湾 空 港 部 事 業 企 画 課 長 殿  
北海道開発局 事業振興部工事管理課  
工事評価管理官 殿  
工事契約管理官 殿  
各地方航空局 総 務 部 経 理 課 長 殿

大 臣 官 房 会 計 課 公 共 工 事 契 約 指 導 室 長  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 建 設 シ ス テ ム 管 理 企 画 室 長  
港 湾 局 総 務 課 課 長 補 佐  
港 湾 局 技 術 企 画 課 課 長 補 佐  
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 課 長 補 佐  
航 空 局 航 空 ネ ッ ト ワ ー ク 部 空 港 技 術 課 課 長 補 佐  
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 課 長 補 佐  
北 海 道 局 予 算 課 経 理 指 導 官

#### 令和 2 年 7 月 豪 雨 に よ る 災 害 復 旧 事 業 等 の 前 金 払 の 取 扱 い に つ い て

令和 2 年 7 月 豪 雨 に よ っ て、広 い 範 囲 で 甚 大 な 被 害 が 生 じ て い る こ と か ら、被 災 地 域 に お い て は 迅 速 な 災 害 復 旧 事 業 の 実 施 が 求 め ら れ て い る が、災 害 復 旧 事 業 を 円 滑 に 着 手 ・ 実 施 す る に 当 た っ て 必 要 と な る 人 員 ・ 資 機 材 等 の 確 保 を 図 る た め に は、前 金 払 の 推 進 に よ る 資 金 供 給 が 重 要 で あ る。

つ い て は、災 害 復 旧 事 業 を 実 施 す る 建 設 業 者 等 に 対 し て、で き る 限 り 速 や か に 前 金 払 を 実 施 で き る よ う、次 の と お り 取 扱 い を 定 め た の で、適 切 に 取 り 扱 わ れ た い。

## 記

### ○災害復旧事業に係る前払金の推進について

従来、前払金の支払手続は、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事請負契約書の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

しかし、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事請負契約書の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続を行うことができるものとし、災害復旧事業を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該建設業者等の意向を踏まえて積極的に活用されたい。

#### (1) 災害復旧事業等の暫定契約書の交付

工事請負契約書の取交し前に前払金の支払手続を行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前払金の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、今般の降雨被害に係る災害復旧事業において、時間的余裕がなく、工事請負契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「災害復旧事業等の暫定契約書」（別紙1）を2部作成の上、1部を契約業者に対して交付されたい。

#### (2) 事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、「令和2年7月豪雨による災害復旧事業等における前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について（要請）」（令和2年7月6日付け国不建第9号）により、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しがファックス等で発注者に対して送付されることとなっているので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前払金に係る支払手続を行っても差し支えないものとする。

なお、建設コンサルタント業務においても上記と同様の対応を行うことができるものとし、土木設計業務等委託契約書等の取交しが後日となる場合には、別紙2を2部作成の上、1部を契約業者に対して交付されたい。

## 災害復旧事業等の暫定契約書

工事の名称	〇〇工事
工事概要 (契約金額(概算)に相当する工事概要を記載すること。)	災害復旧工事 築堤工 法面工 かごマット工 根固めブロック 撤去工
契約業者名	〇〇〇建設 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
工事場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
工事種別	一般土木
請負契約日(協議成立日)	令和2年〇月〇日
工期(暫定)(自)	令和2年〇月〇日
工期(暫定)(至)	令和2年〇月〇日
備考	(例) 令和2年7月豪雨による災害復旧事業等における契約工事の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第25号)による工事請負契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官  
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇建設 株式会社 印

## 災害復旧事業等の暫定契約書

業務の名称	〇〇業務
業務概要 (契約金額(概算)に相当する業務概要を記載すること。)	災害復旧業務 〇〇検討業務 〇〇測量
契約業者名	〇〇〇コンサルタント 株式会社
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇番〇号
契約金額(概算) (精算変更時点において、記載金額を下回らないこと)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
前金払の額	〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円(税込み)
業務履行場所	自) 〇〇県〇〇市〇〇町 至) 〇〇県〇〇市〇〇町
業務種別	建設コンサルタント業務及び測量業務
請負契約日(協議成立日)	令和２年〇月〇日
履行期間(暫定)(自)	令和２年〇月〇日
履行期間(暫定)(至)	令和２年〇月〇日
備考	(例) 令和２年７月豪雨による災害復旧事業等における契約業務の概要を示したものであり、今後変更がありうる。 今後、「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日建設省厚契発第26号)による土木設計業務等委託契約書を用いて、契約書を取り交わすものとする。

発注者 分任支出負担行為担当官  
〇〇河川国道事務所長 印

受注者 〇〇〇コンサルタント 株式会社 印

国技建管第2号  
令和2年7月6日

各地方整備局 技術調整管理官 殿  
北海道開発局 技術管理企画官 殿

国土交通省  
大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長  
(公印省略)

令和2年7月豪雨による被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

直轄工事の予定価格の作成については、「令和2年度国土交通省所管事業の執行について」(令和2年4月1日付け国会公第197号)、「令和2年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(令和2年4月1日付け国官総第263号、国官会第91号、国地契第75号、国官技第449号、国営管第475号、国営計第146号、国北予第57号)及び「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた 具体的対策について」(令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号)により、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定すること等を通知しているところであり、令和2年7月3日からの大雨及び今後想定される降雨に関する被災地域においても適切に対応された。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価(歩掛を含む。)については、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な予定価格の決定を図られたい。

また、受注者に対し、工事請負契約書第26条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」など、適正な支払いとなるように努めること。

以上

国地契第 21 号  
国官技第 229 号  
国営計第 64 号  
令和元年 10 月 18 日

各地方整備局  
総務部長 殿  
企画部長 殿  
営繕部長 殿

大臣官房  
地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部計画課長

令和元年台風第 19 号による災害発生に伴う  
直轄工事における監理技術者等の取扱いについて

国土交通省直轄工事の監理技術者制度については、「監理技術者制度の運用等について」（平成 28 年 12 月 27 日付け国地契第 58 号、国官技第 246 号、国営計第 75 号）において留意点を通知しているところである。

令和元年台風第 19 号による災害の発生を受け、「令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について」（令和元年 10 月 18 日付け国土建第 296 号）において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の特例措置の内容及び留意点等が通知され、この中で、監理技術者等の途中交代や恒常的な雇用関係の取扱いについて定められたところであるが、国土交通省直轄工事における監理技術者等の取扱いに関しても当該通知に沿って下記のとおりとするので、貴職におかれてはその趣旨を十分理解の上、事務処理に当たっては遺漏なく措置されたく通知する。

記

1. 監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、令和元年台風第 19 号により管内が被災した事務所等が発注する工事については、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

## 2. 恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、令和元年台風第19号により、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であって、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。具体的には、令和元年台風第19号により管内が被災した事務所等が発注する災害復旧工事や当該工事と同時期に実施する工事を対象とする。

国会公契第 32 号  
国官技第 268 号  
国営管第 432 号  
国営計第 129 号  
国北予第 50 号  
令和 3 年 1 月 29 日

大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿  
各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿  
企 画 部 長 殿  
営 繕 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿  
営 繕 部 長 殿  
国土技術政策総合研究所 総 務 部 長 殿  
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿  
企 画 部 長 殿

大臣官房 会 計 課 長  
技 術 調 査 課 長  
官庁営繕部管理課長  
官庁営繕部計画課長  
北海道局 予 算 課 長

### 国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保 に向けた具体的対策について

国土交通省所管事業の執行については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和 2 年 5 月 7 日付け国地契第 6 号、国官技第 29 号、国営管第 61 号、国営計第 15 号、国北予第 7 号。以下「5 月 7 日通達」という。）により、円滑な発注及び施工体制の確保を図っているところである。

一方、先般「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和 2 年 12 月 8 日閣議決定）が決定されたところであるが、当該対策が十分に効果を発揮するためには、新型コロナウイルス感染症下においても、防災・減災、国土強靱化などの公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要である。このため、感染症対策に係る費用を上乗せする柔軟

な契約変更を徹底するなど、感染拡大防止に万全を期しつつ、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定などの取組を推進する必要がある。

これらを踏まえ、国土交通省所管事業の執行について一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、当分の間、別紙に定めるところによることとする。

なお、5月7日通達は廃止する。

## 円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策

### 1. 全般

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言時に河川や道路などの公物管理、公共工事については事業の継続が求められていることを踏まえ、受発注者双方においてテレワークの推進や「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底すること。

また、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の発注に当たっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者や必要に応じて測量業者・地質調査業者・コンサルタント業者の実情を的確に把握すること。

その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら、以降に掲げる事項を参考にしつつ、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

なお、入札契約手続その他の事務に当たっては、「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」（令和2年12月23日付け国会官第19985号、国営管第390号、国北予第43号）及び「請求書の押印省略について」（令和2年12月23日付け国会官第19986号）に基づき、押印の省略が可となっていることにも留意し対応されたい。

### 2. 円滑な発注及び施工体制の確保

以下に掲げる事項を参考に、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

#### (1) 入札・契約に係る取組

##### ① 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等

- ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等に基づき、工事内容、規模、要求要件等に応じて、類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施する。
- ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、実績にとらわれない評価項目の設定に努める。

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた柔軟な対応の例＞

- 企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち工事量等の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行う。
  - ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
  - ・ 一時中止措置等を行ったことに起因して完成しない工事等について、評価の対象とする。
  - ・ CPDの評価対象期間や登録証明書等の提出期限を延長し、又は、評価対象単位数を減らす。
  - ・ 測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことに起因して完了年度が翌年度に変更となった業務については、翌年度内の手続開始に係る公示に当たって手持ち業務量とみなさない。
- 原則ヒアリングは実施しない。ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。
- 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が3億円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型の入札手続を参考に、提出資料を簡素化等する。
- 工事の総合評価落札方式における技術提案に係る評価について、感染の状況や工事の内容等によっては、必要に応じて指定テーマ数及びテーマごとの提案数を最小限とする。
- 業務のプロポーザル方式、総合評価方式における実施方針等や評価テーマに対する技術提案に係る評価について、感染の状況や業務の内容等によっては、必要に応じて項目の省略や評価テーマ数を最小限とする。
- 技術提案書等の作成に当たり図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要となるよう、インターネット等を活用する。
- 電子入札システム等について、電子承認カード等を可能な限り使用せずテレワーク等において支障のないと考えられる方策を検討する。

＜評価項目の設定等の例＞

- 競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和する（企業の能力評価等のみとし、技術者の能力等の要件を求めないことも含む）。
- 維持修繕工事等、調達環境が厳しい工事の受注者については、次回以降の総合評価時に加点評価を行う。
- 各地方整備局等で試行されているチャンス拡大方式（施工計画のみでの評価、施工計画を求めない実績のみでの評価等）を活用する。
- 難工事（経常維持工事や橋梁補修、現道沿いの防災工事等を含む）の指定及び難工事施工実績の評価を導入する。
  - ・ 社会条件やマネジメント特性が厳しい工事を「難工事」と指定し、当該工事を適切に完成させた場合にそれ以降発注する工事の総合評価において「難工事施工実績」として加点評価する。
  - ・ 難工事の指定基準、難工事施工実績の評価基準等については、地域の実情を踏まえ、適切に設定する。
  - ・ 難工事の指定を行った場合は、入札公告及び入札説明書において難工事指定工事である旨を明記する。

② 適切な規模・内容での発注

- ・ 地域企業の活用に留意しつつ適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進する。
- ・ 競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの等級区分に限定する必要がある場合は、複数の等級区分を対象とすることができる。

＜適切な規模・内容での発注の例＞

- 地域の実情等を踏まえつつ、発注ロットを積極的に拡大する（分任官特例の適用や対象地域の拡大、上位等級工事への参入拡大等を含む）。
- 技術的難易度が比較的低い工事については上位等級工事への参入を、比較的高い工事については下位等級工事への参入を可能とする。
- 県外企業の活用も含め、地域要件を緩和する。
- 河川事業と道路事業など、複数の事業の工事を組み合わせて発注する。

③入札方式等の取扱い

- ・ 契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入

札に付する必要がないものについては、指名競争入札方式を選択することができる。

- ・ 災害復旧工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 7 条第 1 項第 3 号、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成 29 年 7 月 7 日付け国地契第 11 号、国官技第 84 号、国営計第 39 号）に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずる。

<入札契約方式の例>

- 技術者の確保や労働力、資機材の調達が困難である等の地域の実情や工事の特性を踏まえ、競争参加者が少数と見込まれるとともに、技術的難易度が比較的低い工事について、以下のような指名競争入札方式を選択することができる。
  - ・ 広く入札参加意欲を確認し、施工能力を評価する方式（指名競争・総合評価落札方式）等
  - ・ 複数の工事について、地域の実情や工事の特性を踏まえ、建設業者から幅広く入札参加意欲を確認し、指名の際の名簿作成の参考とする方式（フレームワーク方式）等
- ※ これらの方式において、要件を満たす全ての入札参加者を指名する場合には、一者応札であっても入札契約手続を継続することができる。
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、事業の継続が求められる通年維持工事等や災害復旧工事等について一時中止措置等を行う場合は、随意契約等の必要な対応を行う。

④ 多様な入札契約方式の導入・活用等

- ・ 工事の発注に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 3 条第 4 項及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」第 2 の 4 に基づき、「発注関係事務の運用に関する指針」及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択するよう努める。
- ・ 技術的難易度が低い工事については、より一層の競争を促進させる観点から、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成 22 年 3 月 29 日付け国地契第 39

号、国官技第 371 号、国営計第 104 号) 等により、競争参加資格の施工実績に係る要件として工事量を求めないこととしているので、その適切な実施に努める。

<競争参加資格の施工実績に係る要件の例>

- 営繕工事において、改修工事や建築設備の撤去新設工事の場合、競争参加資格の施工実績に係る要件として工事量を求めない。

⑤ 一括審査方式の更なる活用

- ・ 一括審査の対象工事数を上限に、配置予定技術者を複数申請した場合には、複数の工事の落札を認める。この場合、工事受注者の偏在等の弊害が生じないように配慮する。

⑥ 技術提案審査の効率化

- ・ 総合評価落札方式における技術提案の審査については、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」(平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国官会第 495 号、国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号) に基づき中立性、公正性を確保しつつ、効率的な実施に努める。

<総合評価委員会等の中立性、公正性を確保した上での効率化の例>

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、入札・契約手続委員会、技術審査会、総合評価委員会(部会)等の開催について、委員は必要最小限の人数とし、インターネットによるテレビ会議等による遠隔開催や書面開催の活用など効率化を図る。

⑦ 概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事の契約変更

- ・ 概算数量発注については、「条件明示について」(平成 14 年 3 月 28 日付け国官技第 369 号) 又は「施工条件明示について」(平成 14 年 5 月 30 日付け国営計第 24 号) の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用に努める。また、詳細設計付工事発注についても、工事の種類、現場条件等を考慮し、適切な活用に努めること。なお、概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計が確定した段階で、最初の契約変更を適切に行う。
- ・ 概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計に基づく最初の設計変更により追加されるものについて、原則として「設計変更に伴う契約変更の取

扱いについて」(昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2)中の「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として契約変更の対象としても差し支えないものとする。

＜概算数量発注及び詳細設計付工事発注の活用の例＞

- 施工能力評価型において概算数量発注を行う場合は、適切な概算数量の設定及び条件明示を行うなどにより、設計変更手続に十分留意する。
- 詳細設計付工事発注は、以下について実施する。
  - ・ 予定価格の作成については詳細設計に係る費用を適切に計上するとともに、工期設定については詳細設計に係る期間を適切に考慮すること。
  - ・ 受注者側の技術者の配置について、工事着手前に実施する詳細設計に係る期間と、工事着手後それぞれにおいて求められる技術者の要件や専任の必要性に考慮し、詳細設計期間中も含めて受注者側の体制が適切に確保されるようにすること。

⑧ 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

- ・ 入札書及び技術資料の同時提出については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため柔軟な対応が必要な場合は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)の規定にかかわらず、適用しなくても差し支えない。

(2) 設計・積算に係る取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特別調査や見積りの徴収等が困難な歩掛や単価については、設計変更の対象とする旨を入札公告時に明示するとともに、設定した歩掛や単価を公表し、適切に設計変更を行う。

また、この場合の現場説明、見積合わせ等については、官署への出張が不要となるよう、メールやFAX等を活用する。

① 見積りの積極活用等

- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、当初発注から積極的に見積りを活用して積算するなど、適正な予定価格を設定する。
- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、特別調査や見積りの徴収等により設定した歩掛や単価等を公表する。
- ・ 営繕工事においては、改修工事の施工条件を踏まえた単価の割増し、工事ごとの見積単価の収集・使用、見積活用方式の採用など、施工条件にあった単価の使用を徹底する。

- ・ 発注者への見積書の提出に当たっては、「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」第2 1.に基づき、必要な確認を行うことで見積書の押印を省略することを可とする。

＜当分の間、配慮が必要な工種等＞

- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

＜当分の間、配慮が必要な建設資材＞

- 鋼矢板
- 高力ボルト
- 生コンクリート

※ 上に掲げる工種・建設資材等のほかに、当初発注から見積りを活用することが適当と考えられるものがある場合には、事前に大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）へ報告されたい。

## ② 災害の発生等による共通仮設費・現場管理費の補正

- ・ 災害の発生等により、積算基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、同一地域・同種工事の過去の見積りの結果や間接費実績変更方式における支出実績等を踏まえて、共通仮設費率・現場管理費率の補正係数を設定し、予定価格を作成する。
- ・ 補正係数を設定する場合には、その旨を入札公告時に明示する。
- ・ なお、この補正を適用する場合には、大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）へ報告されたい。

## ③ 適切な設計変更

- ・ 通常的设计変更に加え、厳しい施工条件を踏まえ、設計変更の対象とする経費や工種等を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

＜設計変更の対象とする経費の例＞

- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費
  - 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
  - 資機材置き場の確保が困難な工事における運搬費
  - 交通集中が見られる地域における安全費
  - 現場事務所等の借上げに要する費用が多くなる地域における営繕費
  - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用
    - ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
    - ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
    - ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
    - ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
    - ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※ 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）参照。
- ・新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための対策費用
- ※ 「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」（令和2年7月1日付け大臣官房技術調査課建設システム管理室長事務連絡）参照。

＜設計変更の対象とする工種等の例＞

- ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

④ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

- ・ 建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、異なる施工箇所としてみなすことが適当と考えられる場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する。

⑤ 山間地等における移動時間を考慮した積算

- ・ 施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに、1日8時間の作業時間を確保することが困難と認められる場合は、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」（平

成30年3月20日付け国官技第280号) に示す「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用する。

- ・ 当該積算方式を適用する場合は、現場への移動時間を考慮した際の作業時間に応じて労務費の設計変更を行う対象工事である旨を入札公告時に明示する。
- ・ 離島等における営繕工事の積算に当たっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて必要な費用を計上する。

<適用する例>

- 山間僻地及び離島における工事
- 砂防・地すべり等工事（施工地域が人口集中地区（DID 地区）及びこれに準ずる地区である場合を除く）

⑥ 現道上の工事等における施工地域を考慮した積算

- ・ 施工地域や工種区分に応じて、共通仮設費及び現場管理費の補正係数を適切に適用する。
- ・ 現道上の工事等においては、常時全面通行止めを行う場合を含め車線変更を促す規制を伴う場合には、車線数や交通量にかかわらず補正係数を適切に適用する。

⑦ 適切な工期設定

- ・ 余裕期間制度を原則活用する。なお、当分の間、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように、配慮すること。また、6ヶ月を超えての余裕期間を設定する必要がある場合は、土木工事については大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）、営繕工事については大臣官房官庁営繕部計画課へ協議されたい。
- ・ 施工箇所が点在する工事において、箇所ごとの施工体制ではなく、いわゆる1班体制による施工を前提とした工期設定を基本とする。この場合においては、技術者を無用に長期間拘束しないよう、余裕期間制度を活用し、前倒し竣工を可能とする。

⑧ 交通誘導警備員の円滑な確保等

- ・ 「国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等に

ついて」(令和2年3月31日付け国官技第501号)に基づき、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の適切な対策を実施する。

### (3) 施工段階等における取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等に係る検査、打合せ等の実施に当たっては、受発注者協議の上、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限り電話、インターネット等を活用する。また、令和元年8月より運用を開始した電子契約システムについては、受発注者間の書類等のやり取りがシステム上で可能となることから、受注者に対して更なる利用を促すこと。

#### ① 監理技術者等の途中交代

- ・ 監理技術者等の死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責めによらない理由により工期が延長された場合等においては、監理技術者等の途中交代が可能である旨を入札手続段階で明確化するなど、「監理技術者制度の運用等について」(平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号)及び「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」(令和2年2月28日付け国地契第48号、国官技第363号、国営計第122号)に基づき、適切に対応する。

##### <監理技術者等の途中交代の例>

- 学校等の臨時閉鎖や分散登校等に伴う育児のため、監理技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合や、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、監理技術者等の交代、代理勤務等を認める。

#### ② 工事書類の簡素化

- ・ 各地方整備局等で試行されている工事書類(資料検査に必要な書類)の簡素化の取組等を参考にして、事務の効率化を図る。

##### <検査時の書類の簡素化の例>

- 検査時の確認書類を工事品質に関わる資料に限定する(検査書類限定型モデル工事の活用)。

※ 「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策における工事書類の簡素化の取扱いについて」(令和2年5月7日付け大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長事務連絡)参照。

③ 検査の実施

- ・ 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」に基づき、人と人との接触を可能な限り避けるために必要最少限で実施する等の適切な対策を実施する。

＜中間技術検査の簡素化の例＞

- 原則 2 回実施する中間技術検査について、工事の重要度に応じて実施頻度を増減する。

※ 実施頻度を減ずることができる場合について「地方整備局土木工事技術検査基準（案）における中間検査の実施頻度について」（令和 2 年 3 月 25 日付け大臣官房技術調査課工事監視官事務連絡）参照。

④ 遠隔臨場の取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」（令和 2 年 3 月 2 日付け国官技第 333 号）に基づき、遠隔臨場を積極的に行う。

※ 具体的な試行方法は「令和 2 年度における遠隔臨場の試行について」（令和 2 年 5 月 7 日付け大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長事務連絡）参照。

⑤ 履行状況の確認等

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、業務計画書の提出期限や工事・業務実績情報データベースへの登録期限など発注者に対する提出書類等の期限を延長する。また、ワンデーレスポンス、ウィークリースタンスの取組についても、適宜柔軟な対応を行う。

(4) 成績評定における取組

- ・ 工事種別が維持修繕である工事等については、「請負工事成績評定要領の運用の一部改正について」（令和元年11月20日付け国官技第258号）により、成績の評定を行う際の評価対象となったことに留意する。

＜成績評定評価項目の弾力的な対応の例＞

－ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける評価項目については、感染拡大防止を図るために災害防止協議会や訓練等の時期を調整するなど柔軟な対応を行った場合でも成績評定で評価する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底していたにもかかわらず、感染症の影響により工事の一時中止や工程の遅延が発生した場合も、工事成績評定において不利に扱うことのないようにする。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いについて」（令和2年7月2日付け大臣官房技術調査課工

### 3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事等について、以下の条件を全て満たす場合は、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）によることができる。

- ① 品質を確保した上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。
- ② 見積りの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策を講じていること。
- ③ 過去の不調発生状況から、競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがない可能性が高いと判断されること。

なお、1回の入札不調で不調随契への移行も可能ではあるが、上記条件を全て満たすことを適切に確認すること。

また、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調が繰り返されることのないよう十分留意すること。

一方、再度の入札を行っても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成17年8月29日付け国地契第46号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

### 4. その他

現在契約中の工事等についても、本対策の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

なお、本対策の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。

# 災害復旧における入札契約方式の 適用ガイドライン

平成 29 年 7 月  
(令和 3 年 5 月改正)

国 土 交 通 省

## 目次

<b>1. 入札契約方式選定の基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
1-1 発注者の果たすべき役割 .....	2
1-2 入札契約方式の選定の基本的な考え方 .....	3
1-2-1 随意契約 .....	4
1-2-2 指名競争入札 .....	6
1-2-3 一般競争入札等 .....	8
<b>2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置</b> .....	<b>9</b>
2-1 確実な施工確保、不調・不落対策 .....	9
2-2 発注関係事務の効率化 .....	11
2-3 復旧・復興工事の担い手の確保 .....	11
2-4 迅速な事業執行 .....	12
2-5 早期の復旧・復興に向けた取組 .....	15
<b>3. 地方公共団体との連携、地方公共団体の災害復旧における適用</b> ..	<b>17</b>
3-1 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携 .....	17
3-2 入札契約方式選定の考え方 .....	18
3-3 発注関係事務に関する措置 .....	18
3-4 事業実施体制の確保 .....	18

## 1. 入札契約方式選定の基本的考え方

国土交通省が平常時に発注する工事においては、競争性や公正性の確保の観点等から、会計法令上の原則である一般競争方式を原則的に適用している。

しかしながら、近年頻発する災害時では、その復旧事業に係る工事や業務（測量・調査・設計等の業務をいう。以下同じ。）の発注において、随意契約や指名競争といった入札契約方式を適用するとともに、現地の状況に応じた措置を講じたうえで、平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択することにより、早期の復旧に努めている。

本ガイドラインは、災害復旧や復興に当たっての入札契約方式の選定についての基本的な考え方等を整理したものであり、国土交通省が発注する災害復旧・復興事業においては、関係法令等に則るとともに、本ガイドラインの基本的考え方に基づき、適切な入札契約方式の適用等発注関係事務を行うこととする。

なお、入札契約方式の選定以外も含む、災害発生時の入札・契約等に関する対応全般の基本的な留意事項は、「国土交通省直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」に示されているため、適宜参照することとする。

## 1-1 発注者の果たすべき役割

災害復旧・復興においても、発注者は、関係する法令等に則り、その役割を果たしていく必要がある。

まず、公共工事等の発注者として、公共工事の品質確保に関する基本理念や国等の責務等を定めた「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）に則ることとなる。品確法では、発注者等の責務として、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保の観点から、予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準価格等の設定、適切な工期の設定や適切な設計変更の実施等の措置を講じることが規定しており、令和元年 6 月の改正では、緊急性に応じた随意契約等の選択、災害協定の締結・発注者間の連携、労災補償に必要な費用の予定価格への反映等が新たに規定された。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号）では、基本となるべき事項として、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、公正な競争の促進等を規定している。

さらに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図る「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）では、基本理念として、被害の最小化及びその迅速な回復、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保等を規定している。

発注者には、これら法令の趣旨を十分に踏まえた対応が求められるが、災害復旧・復興に当たっては、特に、地域の建設企業が、災害対応、除雪といった「地域の守り手」として重要な役割を担っていることを踏まえる必要があり、品確法においても、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保や、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制の整備が求められている。このため、災害復旧・復興事業における工事・業務の発注に当たっては、分離分割発注、地域に精通する企業の積極的な活用等の措置を適宜適切に講じる必要がある。

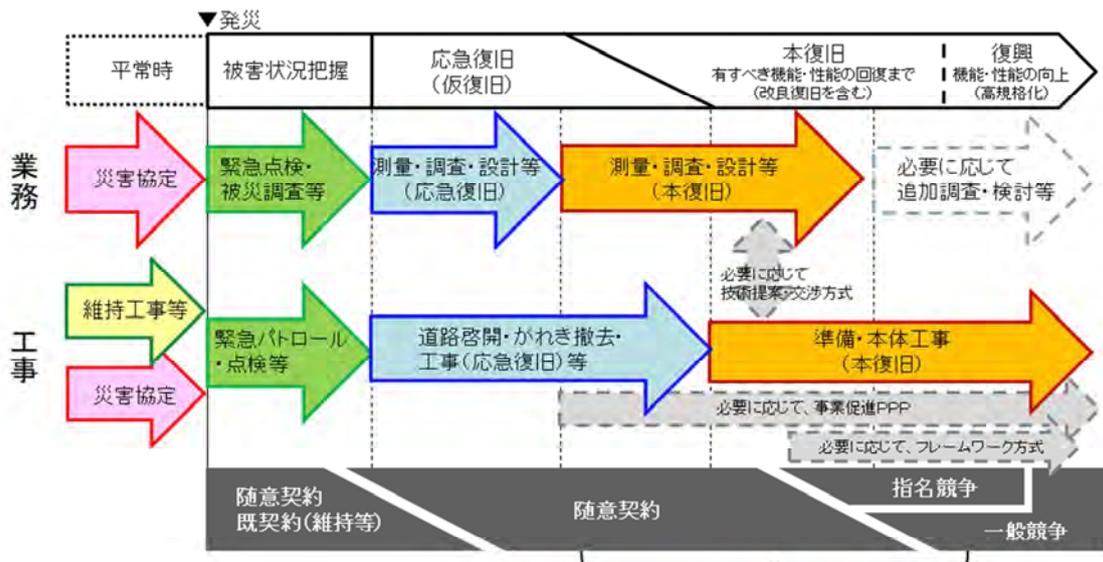
## 1-2 入札契約方式の選定の基本的な考え方

入札契約方式は、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月）等に基づき、事業プロセスの中で、必要な要素（契約方式、競争参加者の設定方法、落札者の選定方法、支払い方式）を適切に選択し、組み合わせて適用することが重要である。

災害時の復旧に当たっては、早期かつ確実に工事・業務を実施可能な者を短期間で選定し、作業に着手することが求められる。また、その上で透明性、公平性の確保に努めることが必要となる。

以上を踏まえ、災害復旧における入札契約方式の適用に当たっては、工事・業務の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争の適用を検討することとし、契約相手の選定に当たっては、協定締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約相手が選定できるように努めるとともに、書面での契約を行う。

図 1-1 に、災害時における入札契約方式の選定の基本的な考え方を示す。災害復旧・復興事業は、災害が発生してから復興に至るまで、一般に、1) 被害状況把握、2) 応急復旧（仮復旧）、3) 本復旧、4) 復興の事業プロセスがある。発災直後の被害状況把握、応急復旧は、緊急度が高く、随意契約や、既契約の維持工事等を活用して速やかな実施が必要となる。また、本復旧段階において、構造物が有すべき機能・性能を回復していない場合、通常であれば被害を生じない程度の降雨や余震に対しても十分な警戒（避難や通行制限等）が必要となり、社会経済、住民生活に大きな制約が生じる。そのため、本復旧段階であっても、被害の最小化や社会経済、住民生活の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約の適用が必要となる場合がある。



※応急復旧：緊急的に機能回復を図る工事  
 本復旧：被災した施設を原形に復旧する工事、または、再度災害を防止する工事

図 1-1 災害時における入札契約方式の選定の基本的な考え方

## 1-2-1 随意契約

### (1) 工事

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗裝修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2等）を選択するよう努める。表1-1に随意契約を適用できる工事の例を示す。

契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表 1-1 随意契約を適用できる工事の例

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置 等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗裝修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧 等
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧 等

### (2) 業務

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗裝修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧等の緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の原状復帰の観点から、随意契約（会計法第29条の3第4項又は地方自治法施行令第167条の2等）を選択するよう努める。表1-2に随意契約を適用できる業務の例を示す。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

表 1-2 随意契約を適用できる業務の例

分類	測量・調査・設計等業務
被害状況把握	緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置 等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等に係る業務
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等に係る測量・調査・設計等業務

### （3）適用に当たっての留意点

- 発注者と特定の業者との間に発生する特殊な関係をもって、単純に適用される可能性や、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われてしまうことが懸念されることに留意する。
- 契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、発注する工事・業務ごとに技術の特殊性、経済合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断する必要があることに留意する。

#### (4) 関係法令

##### 【会計法（抜粋）】

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

##### 【予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。抜粋）】

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

③ 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。

#### 1-2-2 指名競争入札

##### (1) 工事

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、労働力や資材・機材等の調達において、需給がひっ迫した環境で実施する工事、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条等）を選択するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

なお、災害が発生した地域においては、同時期に多くの工事が発生することから、受注する業界の施工体制との間で需要と供給のバランスが課題となり、不調不落の発生が予測されるような場合、所定の期間内の調達の概要・条件等を示した上で、公募により選定した複数の企業（フレームワーク企業）に対して、災害復旧に係る個別工事を発注するフレームワーク方式を適用することが考えられる。

また、必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用す

る。

## (2) 業務

災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、労働力（技術者）や資材・機材等の調達において、需給がひっ迫した環境で実施する工事、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条等）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

なお、災害が発生した地域において同時期に多くの業務が発生することから、受注する業界の履行体制との間で需要と供給のバランスが課題となり、不調不落の発生が予測されるような場合、必要に応じて所定の期間内の調達の概要・条件等を示した上で、公募により選定した複数の企業（フレームワーク企業）に対して、災害復旧に係る個別業務を発注するフレームワーク方式を適用すること等が考えられる。

また、必要に応じて品質確保のため履行能力を評価する総合評価落札方式を適用する。

## (3) 関係法令

### 【会計法（抜粋）】

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- ③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

### 【予算決算及び会計令（抜粋）】

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約にしようとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- ① 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がある場合において、指名競争に付そうとするとき。

### 1-2-3 一般競争入札等

#### (1) 工事

災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる工事について、建設業者の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、一般競争・総合評価落札方式等を適用する。入札参加要件の設定に当たっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績や地域要件等を適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用に努める。

#### (2) 業務

災害発生から復旧が進み、一定の入札契約期間が確保可能な内容と判断できる業務について、業務を行う企業の状況も踏まえ適正な競争が可能な環境と判断できる場合には、競争性・公正性の確保の観点から、一般競争・総合評価落札方式等を適用する。入札参加要件の設定に当たっては、業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び業務成績や地域要件等を適切に設定するとともに、総合評価落札方式、プロポーザル方式等を採用する。

## 2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

被災の状況や地域の実情に応じて、発災後の状況把握に関する業務、災害応急対策や災害復旧に関する工事・業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を検討する必要がある。以下に、各災害復旧・復興事例をもとに目的別の措置の概要を整理する。

### 2-1 確実な施工・業務実施の確保、不調・不落対策

#### (1) 工事

##### 1) 実態を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など、発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて不調随契の活用も検討する。

また、直轄工事の積算基準では、法定の労災保険料・法定外の労災保険の費用を現場管理費で計上することとしているように、作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

##### 2) 指名競争入札におけるダンピング対策等〔対象：指名競争入札〕

災害復旧事例で指名競争入札が適用された工事の中には、低入札が発生している事例もある。低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札の適用等を検討する。

また、この場合において、価格により落札者を決定する指名競争入札を適用する際には、ダンピング行為が行われるおそれがあるとともに、ダンピング受注の横行により競争参加者が確保できなくなることも懸念され、確実かつ円滑な施工に支障を来すことも考えられることから、適正な施工体制を確保するための方策を講じる必要がある。この

ため、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号他）、「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号他）等に基づき、発注者の監督・検査等の強化や受注者側技術者の増員の対象拡大等の措置を講じるとともに、「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号他）を踏まえ、必要に応じて、施工体制のみを技術面の評価項目とする施工体制確認型総合評価方式を適用する。

### 3) 前払金限度額の引き上げ

東日本大震災の事例では、被災地における復旧・復興工事の施工確保対策として、前払金限度額を従来の4割から5割に引き上げる特例措置を講じた。また、契約の締結に当たり被災によって時間的余裕がなく、詳細な積算が著しく困難な場合には、工事概要、契約金額（その時点で最低限確実に受注者に対して支払うことが明らかである額）、前払金の額等のみを記載した契約書を取り交わした上で前払金を支払う措置も講じられている。緊急復旧事業を円滑に実施するために必要となる人員・資機材の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、実際の対応に当たっては、これらの事例も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、本省と連携しながら適切な対応に努めることとする。

## （2）業務

### 1) 実態を踏まえた積算の導入

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など、発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

また、作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等を被った場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

### 2) 指名競争入札におけるダンピング対策等〔対象：指名競争入札〕

低入札による受注は、業務の手抜き、再委託先へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものが懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とする指名競争入札の適用等を検討する。

### 3)前払金の速やかな支払い

業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、本省と連携しながら適切な対応に努めることとする。

## 2-2 発注関係事務の効率化

### (1) 工事

一括審査方式は、一般競争入札の適用に当たり、施工地域が近接し、工事の内容等が同種であるなど、競争参加資格や総合評価方式の評価項目等を共通化できる複数工事を同時に公告し、技術審査・評価を一括して実施するものである。発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避し、技術者・資材が確保された施工体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な施工が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用する。

### (2) 業務

発注者・競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

## 2-3 復旧・復興工事の担い手の確保

### (1) 共同企業体の活用

工事規模の大型化や事業量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、必要に応じて地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される地域維持型建設共同企業体（以下「地域維持型 JV」という。）や事業協同組合等を活用するよう努める。地域維持型 JV の活用にあたっては、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱い」（平成 24 年 6 月 27 日付け国地契第 18 号他）に基づくものとする。

復興事業では特定の地域において事業量が急増し、被災地域に所在する企業のみでは全ての復旧・復興工事を担うことが困難となることから、被災地域の建設企業と被災地域外の建設企業が共同企業体を結成して、復旧・復興工事を行う「復興 JV」制度を活用している事例もある。

これらの共同企業体の活用事例を参考としつつ、必要な施工体制の確保に努めることとする。

### (2) 地域企業の参加可能額の拡大

復旧工事では、地域に精通した企業による施工が、円滑かつ早期の復旧に繋がる。ま

た、地域に精通した企業が積極的に復旧に携わることにより、将来の地域の社会資本を支える企業を確保することにも繋がる。一方、事業量の増大に対して、限られた人員で対応するためには、発注ロットの大型化が求められる場合もある。このように担い手の確保とロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、地域企業が中心となる一般土木C等級企業の参加が可能な工事価格帯の上限を引き上げる措置を講じることとする。

#### 2-4 迅速な事業執行

##### (1) 支出負担行為事務の委任範囲の拡大

災害発生時には、早期復旧の観点から、事務負担を軽減させつつ、地域に精通した企業を活用することが必要となり、発注ロットの大型化についても検討が必要となる場合がある。

今後の工事の見通しや施工能力のある企業の受注状況等も踏まえ、現場主導の事業執行の迅速性を向上させるため、必要に応じて、直轄工事において、予定価格3億円以下（北海道開発局を除く）の工事とされている分任支出負担行為担当官である事務所長が契約できる範囲を拡大する。

##### (2) 政府調達協定対象工事・業務における適用〔対象：随意契約・指名競争入札〕

政府調達協定その他の国際約束（以下「WTO等」という。）対象工事は、「政府調達に関する協定」や「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」等に基づき手続を行う。平常時におけるWTO等の対象となる工事・業務は、一般競争入札（公開入札）に付すことが原則となるが、災害時、緊急性の高い復旧工事・業務は、政府調達に関する協定第13条を踏まえ、必要に応じて、随意契約（限定入札）や指名競争入札（選択入札）を適用し、早期復旧を行うものとする。

【政府調達に関する協定（抜粋）】

第4条 一般原則

（無差別待遇）

- 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- (a) 国内の物品、サービス及び供給者  
(b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

（調達の実施）

- 4 調達機関は、対象調達を次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。

- (a) 公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。

【政府調達に関する協定（抜粋）】

第8条 参加のための条件

- 1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

- 2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

- (a) 供給者が以前に特定の締約国の調達機関と1又は2以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。  
(b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

第13条 限定入札

- 1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第7条から第9条まで、第10条7から11まで、第11条、前条、次条及び第15条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。

- (d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によっては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における限定入札の適用に係る規定

【国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抜粋）】

第13条 各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合において随意契約によろうとするときは、この限りでない。

1～4 (略)

5 緊急の必要により競争に付することができない場合

※下線部は、災害復旧を理由とした随意契約適用時の財務協議の免除に係る規定

【公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（抜粋）】

I 1 調達方式

工事及び設計・コンサルティング業務については、以下のとおり、国際的な視点も加味した透明・客観的かつ競争的な調達方式を採用する。ただし、安全保障に係る調達並びに緊急を要する場合及び秘密を要する場合等における調達については、これによらないことができる。

(1) 工事—一般競争方式の採用

(略) 基準額以上の調達については、一般競争入札方式で行う。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における一般競争入札の適用除外に係る規定

(3) 政府調達協定対象工事における手続日数の短縮〔対象：一般競争入札〕

WTO対象工事では、一般競争入札にあつては入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を10日に短縮することも認められている。この規定を踏まえ、現地の状況を踏まえた適切な手続き期間の設定に努めることとする。

【特例政令（抜粋）】

第5条 契約担当官等が特定調達契約につき一般競争に付する場合における予決令第74条の規定の適用については、同条中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）」と、「官報、新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「官報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

(参考)

予算決算及び会計令

(入札の公告)

第74条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

※下線部は、緊急性の高い復旧工事における日数短縮の規定

## 2-5 早期の復旧・復興に向けた取組

### (1) 事業促進PPP等

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事・業務の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など、一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進PPP<sup>※1</sup>やCM方式<sup>※2</sup>等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

事業促進PPPは、事業促進を図るため、発注機関の職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する情報・多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、業務の指導・調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式である。事業促進PPPは、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の後、総延長が約380kmにも及ぶ三陸沿岸道路等の復興道路事業を円滑かつスピーディに実施するため、東北地方整備局が平成24年度から導入した事例がある。事業促進PPPでは、管理技術者、主任技術者（事業管理、調査設計、用地、施工の各専門家）、担当技術者からなる民間技術者チームと事務所チーム（監督官、係長、担当者）が一体となった体制を構築するのが特徴である。

事業促進PPPを適用する場合は、「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」（平成31年3月。令和3年3月最終改正。）を参考にする。なお、国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドラインは、技術職員を有する国土交通省の直轄事業への適用を想定している。そのため、地方公共団体の事業に適用する場合には、発注者の体制の状況に応じて、受注者が行う業務範囲等が異なることが考えられるため、適用に当たっては注意が必要である。

### (2) 技術提案・交渉方式

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事も想定される。このような特徴を有する工事では、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ等の技術提案・交渉方式の適用を積極的に検討する。なお、実施に当たっては、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」（平成27年6月。令和2年1月最終改正。）に基づくものとする。

なお、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプにおいては、調査・設計段階から、施工者（優先交渉権者）が、調査・設計業務等に対する技術協力、地元及び関係行政機関との協議支援、近隣工事を含む工程確認等のマネジメント業務に関与でき、発注者、設計者、施工者が有する情報・知識・経験を融合させることができる。橋梁、トンネル、

※1 国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン（平成31年3月。令和3年3月最終改正。）

※2 地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（令和2年9月）

地すべり箇所等の主要な復旧対象物が明確な場合は、技術提案・交渉方式の活用に努める。

### 3. 地方公共団体との連携、地方公共団体の災害復旧・復興における適用

#### 3-1 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結に当たっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧に当たっても地域内外の各発注者が、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、リエゾン、応援職員、権限代行等の活用について、必要な調整を図りながら協働で取り組む。復旧・復興の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。

#### 3-2 入札契約方式選定の考え方

地方公共団体における災害復旧・復興に当たっては、入札契約方式の選定の考え方は、本ガイドラインの「1. 入札契約方式選定の基本的考え方」で示した内容を参考に対応することができる。ただし、1) 被害状況把握、2) 応急復旧、3) 本復旧、4) 復興からなる事業プロセスは、国土交通省直轄の比較的規模が大きい事業を想定したものであるため、地方公共団体の災害復旧で、工事・業務の規模が大きい場合は、事業プロセスを細分化することなく、例えば、2) 応急復旧、3) 本復旧を一体的に実施することにより、効率的に実施することが考えられる。

また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を踏まえ、入札監視委員会等の活用など、入札契約手続の事後チェックにも留意し、入札及び契約の透明性・公正性の確保に努めること。

#### 3-3 発注関係事務に関する措置

地方公共団体における災害復旧・復興に当たっては、発注関係事務に関する負担軽減等の措置は、本ガイドラインの「2. 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置」で示した内容を参考に対応することができる。

### 3-4 事業実施体制の確保

災害発生後、災害復旧の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害復旧工事の発注、監督・管理など、一連の災害対応を迅速かつ的確に実施する必要があるが、地方公共団体によっては体制が脆弱であるなど、適切に対応できない可能性もある。このような場合、2-1に示すように発注者間での連携を図りながら、2-5(1)で示した事業促進PPP等による民間事業者のノウハウ等の活用を検討することが望ましい。なお、事業促進PPPは、技術職員を有する国土交通省の直轄事業への適用を前提にガイドラインが整備されたものであるため、地方公共団体の事業に適用する場合には、発注者の体制等に応じて、受注者が行う業務内容の検討が必要となる。一方で、技術職員が一定数存在する地方公共団体等においては、体制等を考慮しながら、事業促進PPPの受注者が行う業務内容を見直しつつ、本ガイドラインを準用できる場合もある。

CM方式は、CMR（コンストラクション・マネージャ、CMの受注者）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うものであり、技術職員がいない又は著しく少ない発注者の支援や代わりをする目的で活用される方式であるが、マネジメント業務は、予算や品質と密接に関わるため、発注者が事業の各段階で必要な最終的な判断や決定を行うことが求められる。

地方公共団体の災害復旧・復興における体制確保に当たっては、発注者間の連携により必要な体制確保を図りながら、民間事業者のノウハウ等を活用することが重要であるほか、実施する事業分野や業務に精通する技術者を民間事業者から確保する上での工夫も必要となる。

なお、CM方式のうち、ピュア型CM方式（CMRが、設計・発注・施工の各段階において、マネジメント業務を行う方式）については、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（令和2年9月）を参照できる。

九州地方整備局は、毎年業界団体(九州各県建設業協会等)と意見交換会を行っています。その中で発注者協議会(主に市町村)に関係する意見が出ています。

- 週休2日の取組みについて、国、県等では取り組まれているが、市町村にはなかなか浸透していない。
- 適切な積算、工期の設定をお願いしたい。特に、材料単価については、市場価格を反映した最新の単価を適用して欲しい。(単価更新を毎月行う等)
- 国、県では一般管理費率の引上げと低入札価格調査基準の計算式の改定がされたが、一部の市町村では低い率のままとなっている。
- 設計変更や現場代理人の途中交代など国や県で認められていることが市町村で認められていない。
- 歩切りについて、一部の市町村で該当するような事例がある。

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用

	<p>見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)</p> <p><b>罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金</b></p>
原則	<p>(1) 1日8時間・1週間 40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)</p>
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)</li> <li>・<u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 年 720時間(月平均60時間)</li> <li>○ 年 720時間の範囲内で、<u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む)</li> <li>④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む)</li> <li>④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

# 新3Kを実現するための直轄工事における取組

- 建設業の新3K（給与・休暇・希望）を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

## 給与

### □「労務費見積り尊重宣言」

#### 促進モデル工事★

- 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、下請企業からの労務費見積りを尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。
- R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。
- R2年度は全国でモデル工事を発注。
- ＜R3年度契約件数＞
  - ✓ 促進モデル工事：34件

### □CCUS義務化モデル工事等★

- 新たに、一般土木において、CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点するモデル工事を発注。
- ＜R3年度の契約件数＞
  - ✓ 義務化モデル工事：65件
  - ✓ 活用推奨モデル工事：94件

## 休暇

### □週休2日対象工事★

- 週休2日の確保状況に応じて、労務費等を補正するとともに、成績評定を加減点する「週休2日対象工事」を発注。
- ＜これまでの実績＞
  - ✓ 165件(H28年度)
  - 1,106件(H29年度)
  - 2,745件(H30年度)
  - 4,450件(R1年度)
  - 6,853件(R2年度)
  - 7,300件(R3年度)

### □適正な工期設定指針

- 適正な工期を設定するための具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。
- ＜主な内容＞
  - ✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮
  - ✓ 余裕期間制度の原則活用
  - ✓ 受発注者間の工事工程の共有

## 希望

### □i-Constructionの推進★

- 建設現場の生産性を向上するため、必要経費の計上とともに総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」を発注。
- ＜これまでの実績＞
  - ✓ 584件（36%）（H28年度）
  - 912件（42%）（H29年度）
  - 1,104件（57%）（H30年度）
  - 1,890件（79%）（R1年度）
  - 2,396件（81%）（R2年度）
  - 2,264件（84%）（R3年度）

### □中長期的な発注見通しの公表

- 改正品確法を踏まえ、R2年度より中長期的な工事発注見通しを作成・公表。

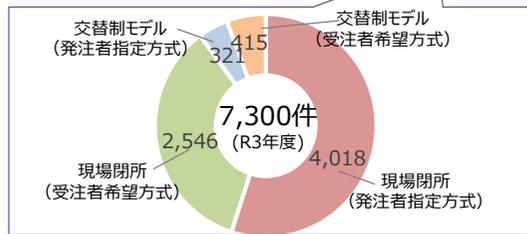
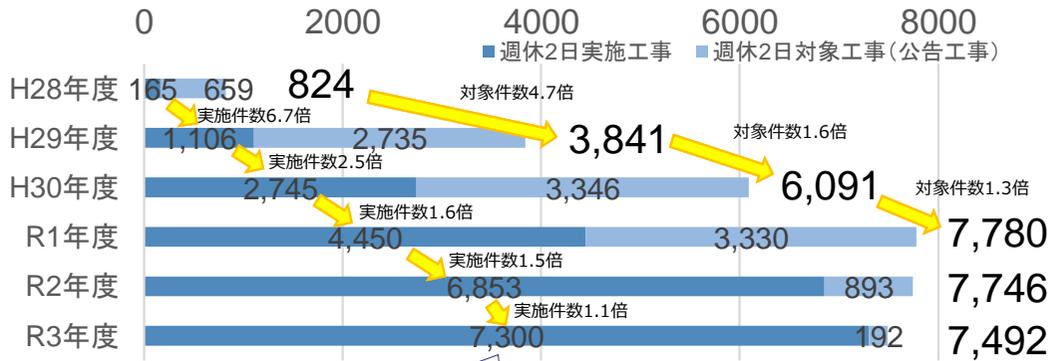
### □誇り・魅力・やりがいの醸成

- 建設業のリブランディングに向けた提言をR2.1にとりまとめ。

# 週休2日対象工事

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

## 週休2日工事の実施状況（直轄）



※令和4年3月末時点  
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）  
 ※令和3年度 of 取組件数には取組協議中の件数も含む

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

## 週休2日の推進に向けた取組（直轄）

### ■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- 令和4年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

\*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

### ■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- 令和元年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数を令和4年度も継続。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

### ■ 工事成績評価による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

## 週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

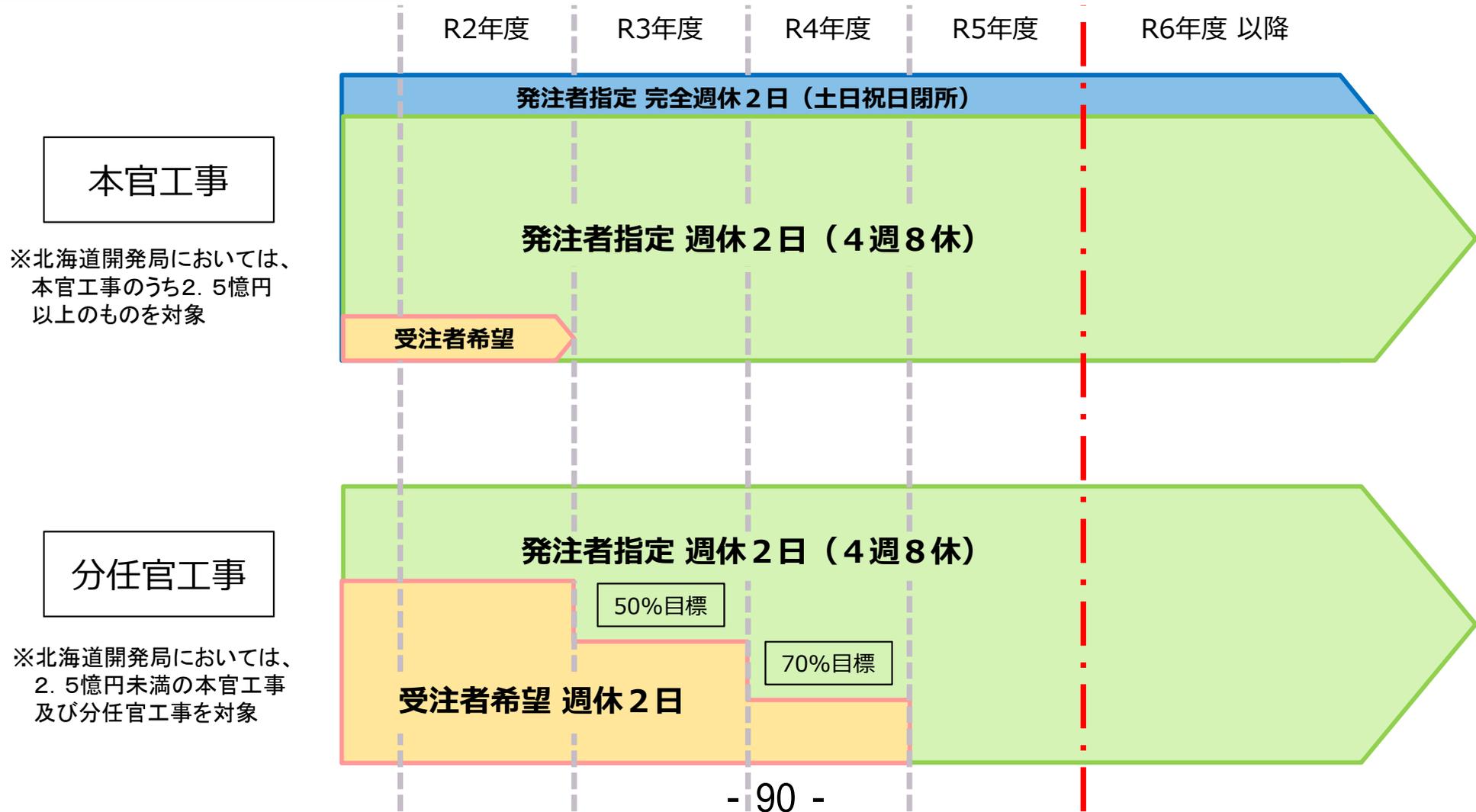
- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体
- R3年度：実施済67団体

➤ 直轄工事においては、令和6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、令和5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

# 直轄工事における週休2日の取組方針

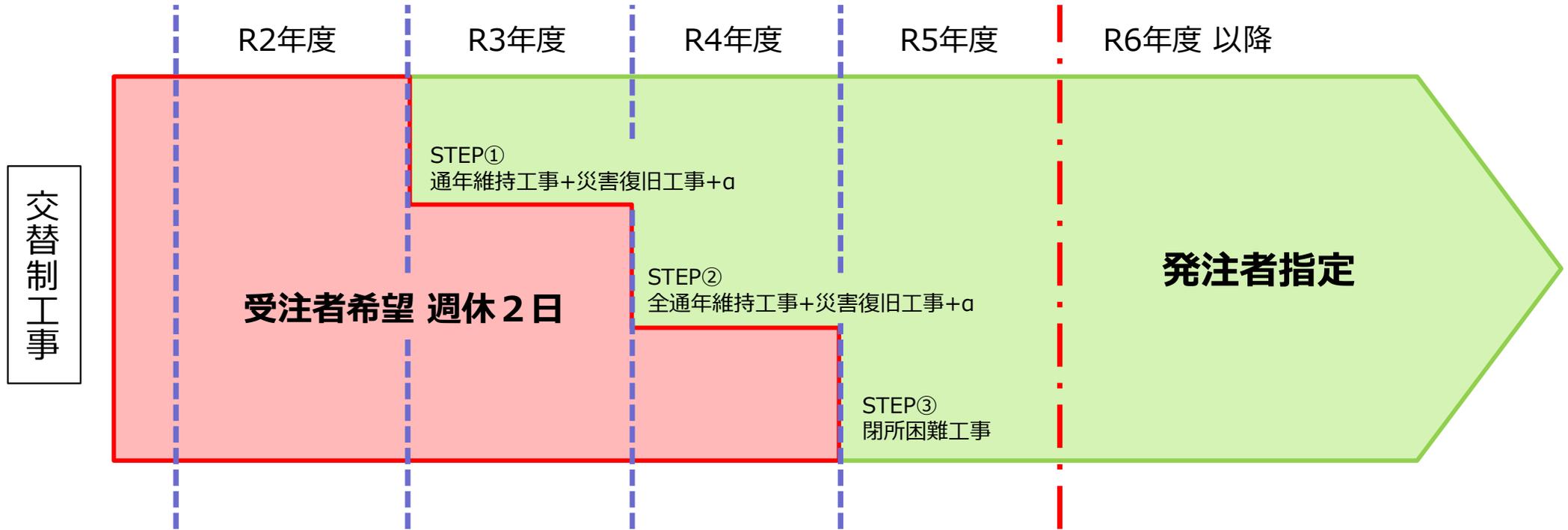
- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持工事等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

## 週休2日工事の取組方針



# 直轄工事における週休2日の取組方針

## 週休2日交替制モデル工事の取組方針



### ◇週休2日交替制モデル対象工事

- 365日拘束される工事
  - ・通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事(閉所困難工事)
  - ・災害復旧工事
  - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
  - ・連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックトン等)

# 【工事/必ず実施】適正な工期設定

**工期の設定に**当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

## 直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

### 準備・後片付け期間の見直し

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間		最低必要日数
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日	20日	
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日		
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日		
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日		
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日		
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日		
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日		
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日		

### 余裕期間制度の活用

○ 実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

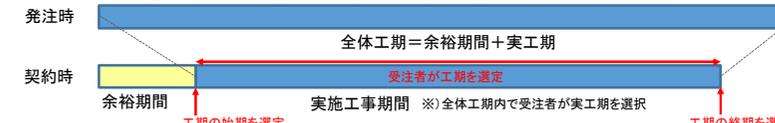
①「発注指定方式」：余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」：受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」：受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



※1 余裕期間：技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)  
 ※2 実工期・実施工事期間：技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

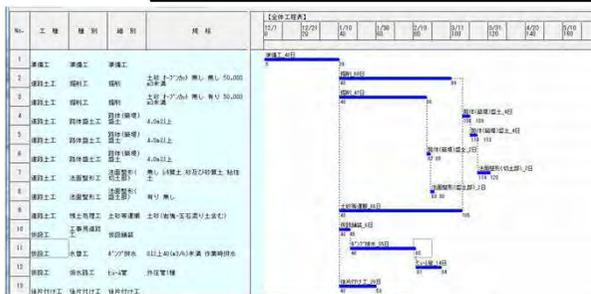
### 工期設定支援システムの導入

○ 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

#### 工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

#### 工程表作成支援システム (イメージ)

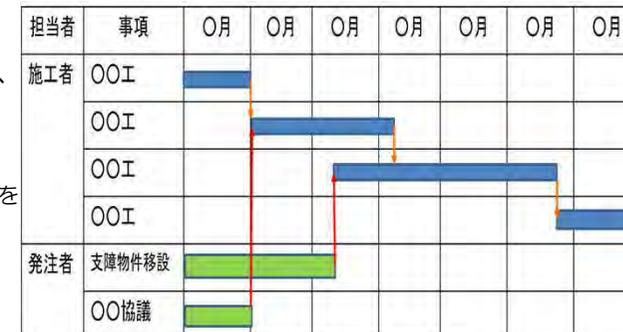


### 工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

#### <工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施



- 最新の本社経費の実態を反映し、一般管理費等率を改定

## 一般管理費等率の改定



### 【現行】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$	7.47%



### 【改定】

500万円以下	500万円超え30億円以下	30億円超え
23.57%	$-4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101$	9.74%

Cp : 工事原価(円)

# 低入札価格調査基準の計算式の改定(工事)

## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施  
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

## 低入札価格調査基準の計算式の改定について

- 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。  
「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

現行

<p><b>【範囲】</b></p> <p>予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内で設定</p> <p><b>【計算式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.97</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.90</li> <li>・<u>一般管理費等 × 0.55</u></li> </ul> <p>上記の合計額 × 消費税</p>
--



R4.4.1～

<p><b>【範囲】</b></p> <p>予定価格の 7.5/10～9.2/10 の範囲内で設定</p> <p><b>【計算式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接工事費 × 0.97</li> <li>・共通仮設費 × 0.90</li> <li>・現場管理費 × 0.90</li> <li>・<u>一般管理費等 × 0.68</u></li> </ul> <p>上記の合計額 × 消費税</p>
--

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

## 設計変更ガイドラインの改定（全地方整備局等で改定済み）

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

### ！ 関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
  - ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
  - ・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
  - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
  - ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
  - ・**工事一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
  - ・**受注者は工期短縮計画書を作成**し、受発注者間で協議することを明記

# 「歩切り」について

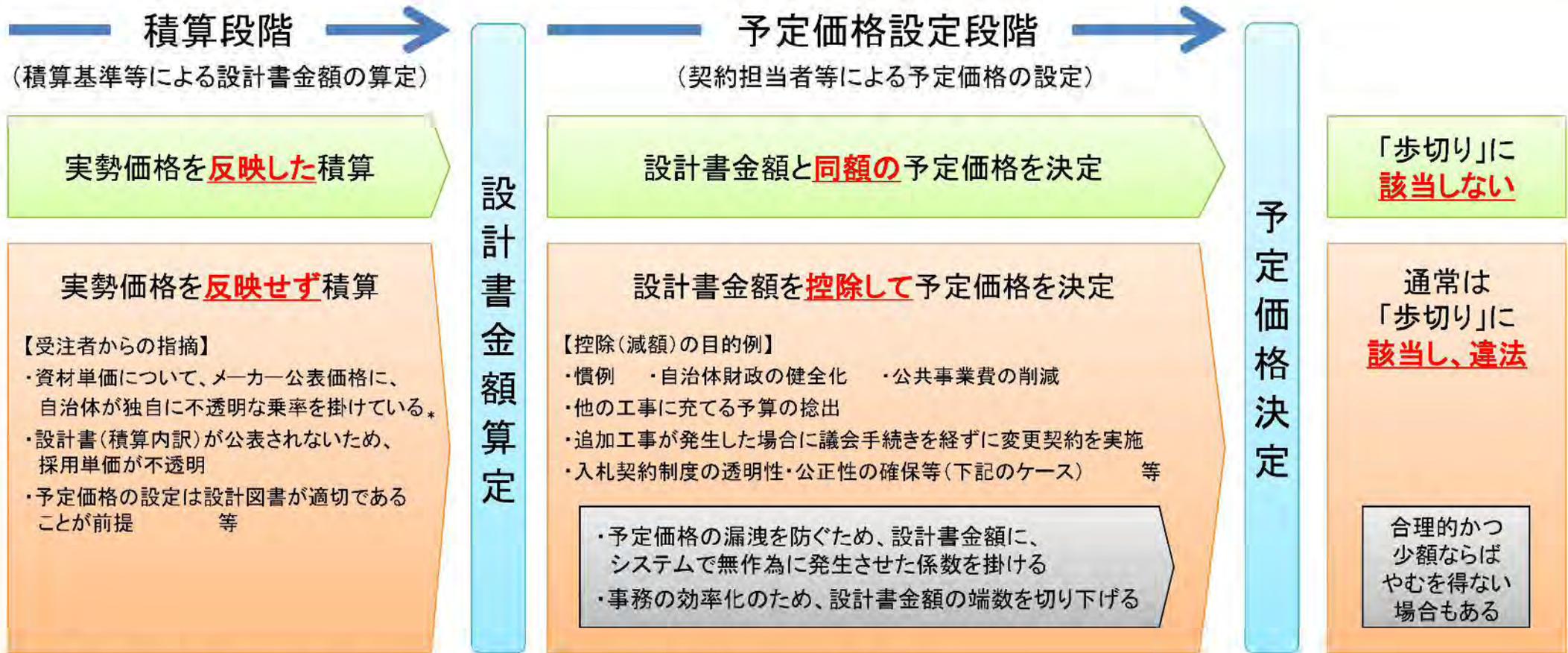
## 「歩切り」とは

『**適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為**』※

※「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2 4(1)より

市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した**設計書金額**(実際の施工に要する通常妥当な工事費用)の**一部を、予定価格の設定段階において控除する行為**

⇒ 予定価格の適正な設定を求める**品確法第7条第1項第1号に反する違反行為**



\* こうした運用についても、実質的に「歩切り」と類似する結果を招くおそれがあり、不適切